

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月29日
【事業年度】	第10期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
【会社名】	株式会社 I B J
【英訳名】	IBJ, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 茂
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	取締役 桑原 元就
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	取締役 桑原 元就
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	1,884,161	2,150,723	-	-	-
経常利益 (千円)	181,108	342,163	-	-	-
当期純利益 (千円)	98,390	198,050	-	-	-
包括利益 (千円)	98,390	198,050	-	-	-
純資産額 (千円)	563,894	948,704	-	-	-
総資産額 (千円)	1,234,918	1,651,921	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	16.19	25.40	-	-	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	2.82	5.66	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.7	57.4	-	-	-
自己資本利益率 (%)	19.12	26.19	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	20.58	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	211,097	228,142	-	-	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	4,057	191,015	-	-	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	7,672	177,806	-	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	648,599	863,534	-	-	-
従業員数 (人)	99	125	-	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(44)	(55)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成25年4月1日付にて連結子会社を合併したことにより連結子会社がなくなったため第8期より連結財務諸表を作成しておりません。また、平成26年4月17日付にて子会社を設立いたしました重要性が乏しいため連結には含めておりません。このため、第9期以降につきましても連結財務諸表を作成していないため、主要な連結指標等については記載しておりません。

3. 第6期から第7期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第6期から第7期までの連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 第6期から第7期までの従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマーを含む。)は、年間平均雇用人数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

7. 第7期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)および「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当社は、平成24年8月10日付で株式1株につき60株、平成26年4月1日付で株式1株につき3株、平成27年1月1日付で株式1株につき2株、平成28年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	1,819,904	2,125,044	2,574,680	3,317,143	4,123,362
経常利益 (千円)	173,807	329,626	448,679	630,247	836,786
当期純利益 (千円)	91,472	184,321	269,161	404,708	567,627
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	245,000	338,380	338,380	338,380	338,380
発行済株式総数 (株)	32,250	2,075,000	2,075,000	6,225,000	12,450,000
純資産額 (千円)	569,548	940,630	1,151,972	1,453,365	1,674,009
総資産額 (千円)	1,223,883	1,643,741	2,126,571	2,735,514	2,933,795
1株当たり純資産額 (円)	16.35	25.19	30.72	38.79	45.13
1株当たり配当額 (円)	-	30.00	50.00	25.00	17.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	2.63	5.26	7.21	10.84	15.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	7.18	10.33	14.06
自己資本比率 (%)	46.5	57.2	54.0	53.0	56.8
自己資本利益率 (%)	17.46	24.41	25.78	31.20	36.46
株価収益率 (倍)	-	22.11	15.92	23.19	35.10
配当性向 (%)	-	31.7	38.5	38.4	37.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	408,709	651,632	629,852
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	257,679	369,536	162,626
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	161,300	99,482	396,774
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	1,175,915	1,358,529	1,428,980
従業員数 (人)	89	125	180	213	245
(外、平均臨時雇用者数)	(43)	(54)	(20)	(10)	(16)

(注) 1. 当社は、第8期より連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第6期から第7期までは連結子会社のみで連結財務諸表を作成しているため、第8期については子会社、関連会社が存在しないため、第9期以降については子会社はありますが重要性が乏しいため、記載しておりません。

4. 第6期から第7期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第6期の配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

7. 第6期から第7期までは連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマーを含む。)は、年間平均雇用人数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

9. 第7期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 当社は、平成24年8月10日付で株式1株につき60株、平成26年4月1日付で株式1株につき3株、平成27年1月1日付で株式1株につき2株、平成28年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成26年4月1日付にて株式1株につき3株、平成27年1月1日付で株式1株につき2株、平成28年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いました。1株当たり配当額につきましては当該株式分割前の配当額で表示しております。なお、当該株式分割が第6期の期首に行われたと仮定し、遡及修正した場合は下記の通りとなります。

回次 決算年月	第6期 平成23年12月期	第7期 平成24年12月期	第8期 平成25年12月期	第9期 平成26年12月期	第10期 平成27年12月期
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額)	- (-)	1.67 (-)	2.78 (-)	4.17 (-)	5.67 (-)

2【沿革】

当社は、主に結婚相談所ネットワークシステムの開発および運営を目的として、平成18年2月に設立されました。その後、平成21年1月に、主に婚活サイト(注1)の運営を手がけていた株式会社ブライダルネットを吸収合併いたしました。

つきましては、当社の沿革に加え、株式会社ブライダルネットの沿革を記載するとともに、当社設立から当事業年度末現在までの子会社化および吸収合併の経緯を次のとおり記載いたします。

株式会社 I B J

年月	事項
平成18年2月	東京都港区において、結婚相談所ネットワークシステムの開発および運営を目的として、資本金12,500千円をもって株式会社 I B J を設立
平成18年8月	本社を千代田区麹町二丁目に移転拡張
平成18年9月	日本結婚相談業協会(現・日本結婚相談所連盟)(注2)を立ち上げ、結婚相談所ネットワーク「I B J システム」を提供するサービス(現・コーポレート事業)を運営開始
平成19年10月	大阪事務所開設
平成19年10月	増資により資本金を215,000千円へ増加
平成19年11月	株式会社日本ブライダル・コミュニティー(平成22年4月に当社へ吸収合併)の株式を100%取得し、子会社化
平成20年12月	全ての結婚相談ラウンジ(注3)において日本ライフデザインカウンセラー協会のマル適マーク(注4)を取得
平成21年1月	株式会社ブライダルネットを吸収合併し、資本金245,000千円へ増加。これにより株式会社ブライダルネットの100%子会社である株式会社アヴニール(平成22年4月に当社へ吸収合併)を100%子会社化
平成21年1月	婚活コンパセティングサービス「Rush」(現・イベント事業)を運営開始(注5)
平成21年3月	株式会社日本ブライダル・コミュニティーが株式会社アットウィル(平成22年4月に当社へ吸収合併)の株式を100%取得し、子会社化
平成21年3月	株式会社エスアイヤ(平成25年4月に当社へ吸収合併)の株式を75%取得し、子会社化
平成21年4月	経済産業大臣より認定個人情報保護団体として認定を受ける
平成21年9月	本社を千代田区麹町一丁目に移転拡張
平成21年12月	株式会社エスアイヤ(平成25年4月に当社へ吸収合併)を100%子会社化
平成22年4月	株式会社アヴニール、株式会社日本ブライダル・コミュニティーおよび株式会社アットウィルを吸収合併
平成24年6月	婚活アドネットワーク広告を販売開始(注6)
平成24年12月	増資により資本金を338,380千円へ増加
平成24年12月	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に株式を上場
平成25年1月	日本結婚相談所連盟の登録会員が45,000人を突破
平成25年3月	本社を新宿区西新宿一丁目に移転拡張
平成25年4月	株式会社エスアイヤを吸収合併
平成25年6月	「IBJ Accounts (アイピージェー・アカウンツ)」をリリース(注7)
平成25年8月	「emma (エマ)」をリリース(注8)
平成25年12月	「Like a lot (ライク・ア・ロット)」をリリース(平成26年10月サービス終了)(注9)
平成25年12月	日本結婚相談所連盟の登録会員が50,000人を突破
平成26年4月	合併事業として台湾に愛婚活股份有限公司(資本金10,000千台湾ドル、57%出資・非連結子会社)を設立
平成26年7月	日本結婚相談所連盟の「I B J システム」をフルリニューアル
平成26年9月	婚活サイト「ブライダルネット」が月間交際成立数10,000名を突破
平成26年12月	「婚活ウェディングブック」を発行(注10)
平成26年12月	東京証券取引所市場第2部に株式の上場市場を変更
平成27年1月	民間事業者協議会「婚活サポートコンソーシアム」を発足(注11)
平成27年6月	第1回「婚活シンポジウム」を開催(注12)
平成27年7月	東京証券取引所市場第1部銘柄に指定
平成27年10月	「ポーター賞2015」を受賞(注13)
平成27年12月	愛婚活股份有限公司の増資実施(資本金20,000千台湾ドル、58.5%出資・非連結子会社)

(注)1. 婚活サイトとは、結婚活動の目的で利用されることに特化したインターネット上のオンラインサイトのことを言います。

2. 日本結婚相談所連盟とは、当社が提供するオンライン型結婚相談所ネットワーク「I B Jシステム」を利用する結婚相手紹介サービス事業者（以下、「結婚相談所」と言う。）が加盟するための、当社が運営する団体名称を言います。
3. 結婚相談ラウンジとは、当社の結婚相談カウンセラーが常駐し、会員向けに対面で結婚相手紹介サービスを提供する店舗のことを言います。
4. マル適マークとは、特定非営利活動法人日本ライフデザインカウンセラー協会（東京都中央区、吉田明彦理事長）が、主に消費者保護を目的として、結婚相手紹介サービス事業者を対象に、法令遵守、情報管理等を審査し、適切な運営が行われていることを認定する制度を言います。
5. 婚活コンパセティングとは、結婚活動を目的として友人や職場の同僚と一緒に参加する、飲食を伴うイベントのことを言います。
6. 婚活アドネットワーク広告とは、ネットワーク化した複数のウェブサイトに掲載するウェブ広告を意味します。
7. IBJ Accounts（アイビージェー・アカウンツ）とは、当社主要オンラインサービスサイトへ同時にログインできる機能を言います。
8. emma（エマ）とは、当社共通ポイントプログラムを利用したショッピングモールアプリとサイトを言います。
9. Like a lot（ライクアロット）とは、Facebookを最大限活用し、日本語のほか英語、中国語、韓国語など他言語に対応する婚活サイトを言います。平成26年10月でサービスを終了しております。
10. 婚活のノウハウから結婚式の段取り、新婚生活のヒントを一気通貫して解説したガイド本です。写真付きで式場や指輪を紹介しており、婚活を始めるお客様にとっては、婚活へのモチベーションを高く持ち続けることができる一方、ウェディング関連企業様にとっては他社の結婚情報雑誌よりも早いタイミングで潜在顧客へのリーチが実現できるものです。
11. 参画企業34社が、日本の少子化という社会課題に対して婚活サポートの側面から調査分析に基づいた情報発信などを行い社会意識の向上と公共の福祉に寄与することを目的にした協議会です。
12. 「少子化・未婚化時代に社会に応える企業とは」をテーマにさまざまな角度から少子化・未婚化問題に取り組むゲストスピーカーを迎え、問題解決への取り組みの輪を広げていくため、シンポジウムを開催いたしました。
13. ポーター賞は、2001年7月に一橋大学大学院国際企業戦略研究科主催で、製品、プロセス、経営手腕においてイノベーションを起こし、これを土台として独自性がある戦略を実行し、その結果として業界において高い収益性を達成・維持している企業を表彰するため創設されました。賞の名前は、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授に由来します。

株式会社ブライダルネットは、平成10年12月に有限会社ブライダルネットとして設立されましたが、平成12年5月の株式会社への改組後に現事業の基盤を確立しておりますので、以下沿革については株式会社ブライダルネットへの改組後から記載いたします。

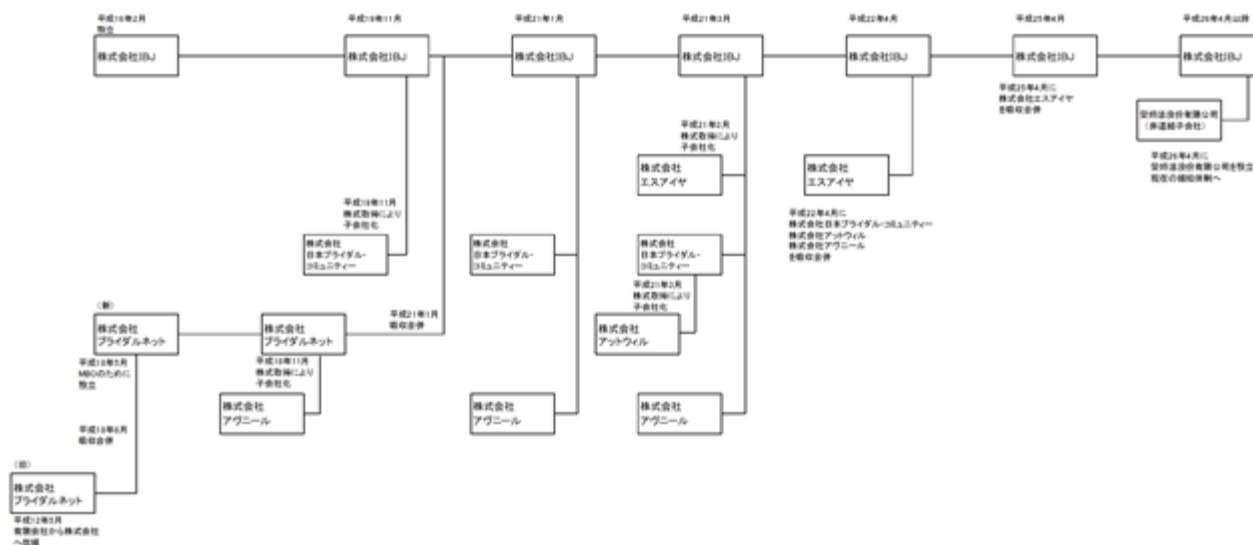
株式会社ブライダルネット

年月	事項
平成12年5月	婚活サイト「ブライダルネット」(現・コミュニティ事業)の運営および事業基盤を確立するために、株式会社ブライダルネットへ改組
平成13年7月	婚活パーティー「PARTY PARTY」(現・イベント事業)の運営を開始 (注1)
平成15年10月	ヤフー株式会社による100%子会社化
平成16年9月	国家公務員共済組合連合会(KKR)の福利厚生サービスとして、婚活サイト「KKRブライダルネット」を開発、運営受託を開始
平成18年4月	婚活関連のインターネット広告(現・コーポレート事業)の運営を開始
平成18年8月	現経営陣によるMBOを実施し、ヤフー株式会社グループカンパニーから独立
平成18年11月	株式会社アヴニール(平成22年4月に当社へ吸収合併)の株式を100%取得し、子会社化
平成19年6月	成婚率(注2)にこだわったサービスを目指して「ブライダルネット-VIPお見合いコース」の運営を開始
平成19年7月	直営結婚相談所(現・ラウンジ事業)の運営を開始
平成19年7月	セゾンカード会員向け婚活サイト「オルタナ」(セゾンウエディング.com)の運営受託を開始
平成21年1月	株式会社I B Jへ吸収合併

(注) 1. 婚活パーティーとは、結婚活動を目的として、主に個人で参加するお見合いイベントのことを言います。

2. 成婚率とは、「成婚退会者数」÷「(成婚退会者を含む)全退会者数」で算出される成婚実績の割合のことを言い、また、成婚退会とは会員が「結婚・婚約・交際」を理由に退会することを言います。

当社の変遷



3【事業の内容】

当社は、創業以来、「国民的“マリッジ&ライフデザイン”サービスを創る」および「“ご縁がある皆様を幸せ”にする」を経営理念として事業を展開し、平成27年で創業15周年を迎えるにあたり、当社のこれからの15年を見据え、更なる理念経営の徹底を図るべく経営理念の一本化をすすめ、新たに「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念のもと、「婚活はI B J」のブランディングを通じて、これからも「婚活事業をメインとしたライフデザインサポートカンパニー」としての認知を広めてまいります。

また、その事業展開に際しては、インターネットとリアル両方のサービスを軸に、それぞれを融合させることで、成長性と安定性の両方を追求する独自のビジネスモデルを構築し続けておりますが、平成27(2015)年12月には、独自性のある優れた戦略を実践しており、その結果として高い収益性を達成・維持している企業を表彰する2015年度「ポーター賞（主催：一橋大学大学院国際企業戦略研究科）」を受賞するなど、独自のビジネスモデルと高い収益性をご評価いただいております。

当社は、メディア部門、サービス部門の2部門（事業領域）に関する事業を行っております。当社における各事業の位置づけ等は、次のとおりであります。

次のセグメント区分は、「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

報告セグメントの名称	事業の内容	
メディア部門	コーポレート事業	結婚相手紹介サービス事業者およびその所属会員に対して、会員管理やお見合いセッティング等のためのASP型結婚相談所ネットワーク「I B Jシステム」の提供や、日本結婚相談所連盟の本部事務局機能の提供を行っております。また、当社が保有する「婚活会員基盤（データベース）」を活用した広告商材「婚活アドネットワーク」の確立に加え、ライフデザインサポート領域に特化したメディア広告枠の運用と販売を行っております。（注）1
	コミュニティ事業	婚活サイト「ブライダルネット」を運営しております。また、「ブライダルネット」会員を対象としたセミナーを運営しております。
	イベント事業	婚活パーティーのイベント企画やその参加者募集WEBサイトの運営と開催に加えて、婚活やライフデザインに役立つ自分磨きセミナーやアカデミー等、各種イベント企画および開催を行っております。また、婚活コンパに関するイベント企画および会員同士のマッチングシステム運営と、その開催会場となるレストランの選定や予約等のセッティングを通じて、会員に対する婚活機会提供とレストランに対する顧客送客を行っております。
サービス部門	ラウンジ事業	主要都市およびターミナル立地に特化した「婚活ラウンジIBJメンバーズ」の運営と、その会員に対する結婚相談カウンセリングやお見合いセッティング・交際管理等、対面型の結婚相手紹介サービスの提供を行っております。また、職域別の福利厚生を目的とする婚活サイトや、事業会社における顧客向け限定サービス提供を目的とする婚活サイトの開発および運営受託等を行っております。

(注) 1. ライフデザインサポートとは、消費者が自らの生活を立案および設計する際に、それに資する情報やサービスの提供等を通じて豊かさや利便性を向上させることを目的としたサポートを言います。

2. 当社は、平成27年8月14日付で、連盟事業とメディア営業を統合し、コーポレート事業へ組織名称の変更を行っております。

コーポレート事業

古くから日本においては、近隣の知人や職場の上司など親しい方からの結婚相手紹介「お見合い」が、結婚相手探しの主要スタイルの一つでしたが、核家族化や地域・組織におけるコミュニティ機能の低下、個人情報の管理に対する意識の高まりによって、お見合い経由の成婚は低減しており、非婚化や晩婚化の一因になっていると思われます。このような中で当社は、このお見合いが持つ成婚に対する影響度の高さに着目し、システム化、ネットワーク化を通じて、コミュニティ機能の復活と徹底した個人情報管理を実現することで、お見合いおよび成婚数の拡大に取り組んでおります。

具体的には、全国に存立する「結婚相談所」と呼ばれる結婚相手紹介サービス事業者とその会員個人に対して当社がASP型結婚相談所ネットワーク「I B Jシステム」を提供することで、結婚相手候補者の検索やお見合いの申込み、お見合いの日時・場所のセッティングや交際の管理に至るまで、全国規模でかつ効率的にお見合いを管理できるようにした結果、平成27年12月末現在で、加盟相談所1,128社、登録会員56,753人を有する結婚相談所ネッ

トワークに普及拡大しております。また、当社がこの結婚相談所ネットワークの本部事務局である「日本結婚相談所連盟」を運営することで、業界全体のサービス水準向上や関連法令を遵守したサービス提供がなされるよう、結婚相談所業界全体の質向上に取り組んでおります。

また、当社の婚活会員を基盤に対してウェブサイト上での広告掲載だけでなく、当社の結婚相談ラウンジや日本結婚相談所連盟に加盟する結婚相談所のカウンセラーを通じて、リアルに販売プロモーションを実施することができる広告商材「婚活アドネットワーク」や婚活会員基盤に直接働きかける「婚活D S P」の確立のほか、ライフデザイン分野の婚活消費として取り組む婚約・結婚指輪の送客に加えて、新たに大手ウェディング事業者との提携による結婚式場への「コーディネート送客（＝お客様視点を尊重した送客）」、「婚活ウェディングブック」の発行など婚活周辺事業者との提携を進めつつ、婚活会員の属性データを広告付加価値に変えて、ウェブとリアル両方の販促ルートを活用した販売を行っております。

なお、コーポレート事業においては、I B Jシステムを利用する結婚相談所からの月額システム利用料（定額または従量課金）や、加盟および新規開業時の加盟料等、法人広告主からの広告料を主な収入としております。

コミュニティ事業

当社は、その前身である株式会社ブライダルネット創業当初から、結婚活動の目的で利用されることに特化した「婚活サイト」としてマリッジサービスを開始しました。その後も就業環境の多様化や女性の社会進出が進む中、結婚活動についても「自分のプライベート時間を有効に使う自分らしいペースとスタイルで自由に婚活したい」というニーズは根強く、また、一般的なSNS等コミュニティサイトの普及も相俟って、インターネットで便利に結婚活動を行いたいという個人は多数存在しております。

当社では、結婚活動に特化した婚活サイト「ブライダルネット」を14年運営しております。幅広い層にインターネット中心のマリッジサービスを提供することを実現しております。

なお、コミュニティ事業においては、会員からの月額利用料（定額課金）を主な収入としております。

イベント事業

マリッジサービスの利用希望者の中には、最初から第三者のサポートを受けて結婚活動をすることや、会員限定サービスとはいえ婚活サイト上にお見合い用写真やプロフィールを掲載すること等について、婚活初期の段階では抵抗感を持つ個人も少なからず見受けられます。また他方では、最初からたくさんのお相手と直接会って結婚相手を探したいという積極的な個人も多数見受けられます。当社は、そのような個人のニーズにもきめ細かく合致した婚活のスタイルを提案するために、様々な婚活イベントを企画・運営しております。

具体的には、当社が結婚活動を目的に参加できるイベントを企画し、WEBサイト「PARTY PARTY」に掲載して集客を図り、当社直営の結婚相談ラウンジのイベントスペースやタブレット端末を利用する直営のイベント専用会場や、そのイベントに相応しい社外会場（外部会場）を利用して、各種婚活イベントを開催しております。イベントの中には、1回の婚活パーティーの中で複数のお相手と個室でお見合いができる「プチお見合いパーティー」や、料理を作りながら会話のきっかけを演出する「クッキングパーティー」等、多種多様なニーズに合致するイベントを企画、提供しております。

また、このほかにも、自分磨きのための「ブラッシュアップセミナー」や、コミュニケーション力や自己表現力を高めるための会員向け「恋愛アカデミー」等のセミナー開催も行っております。

なお、イベント事業においては、会員からのイベント参加料を主な収入としております。

近年は、結婚活動のスタイルも多様化してきており、お見合いのような一対一のスタイルだけではなく、友人や職場の同僚と一緒に飲食をしながら気軽に参加したいというニーズも高まっており、他方で、飲食店側では、成果報酬スタイルかつ確実な送客を希望する声は依然として多く見受けられます。当社はこれを同時に解決できるサービスとして、婚活コンパのセッティングとレストランの選定・予約・代金精算システムを提供しております。

具体的には、結婚活動を希望する仲間・グループ同士が、婚活コンパのイベント運営サイト「Rush」に会員登録して、システム上でお互いにマッチングを実現すると、当社の担当者が、お互いの希望エリアや希望日時にしたがって、事前に当社と飲食店利用客の紹介送客契約を締結している飲食店の中から、その希望に最も合致した店舗を選定・予約します。加えて会員からの飲食店利用代金の収納と飲食店への支払いについても代行しております。このように、飲食店利用者（に対する婚活機会の提供）と飲食店（に対する成果報酬スタイルかつ確実な集客方法）の相互ニーズに合致した婚活コンパセッティング事業を運営しております。

なお、婚活コンパセッティング事業においては、飲食店利用者（婚活コンパ参加者）からの参加料や、飲食店からの紹介契約に対する月額基本料を主な収入としております。

ラウンジ事業

当社は、日本結婚相談所連盟（I B Jシステム）を通じて全国に結婚相談所ネットワークを提供する傍ら、お見合い機会の提供によって一組でも多くの成婚を育むために、当社自らも結婚相談ラウンジ（婚活ラウンジ I B Jメンバーズ）を関東エリア（新宿、銀座、有楽町、横浜、大宮）、東海エリア（名古屋）および関西エリア（西梅田、心斎橋、神戸）において運営しております。この直営の結婚相談所や日本結婚相談所連盟（I B Jシステム）に加盟する結婚相談所の特長は、プロフィールや希望条件等によって自動的に結婚相手候補者が抽出されるデータ

マッチング型等の結婚相手紹介サービス事業者と差別化を行うためにも、会員それぞれに専任カウンセラーがつき、会員の結婚観や性格等も踏まえたお相手の紹介を行うとともに、会員自らもお見合い相手候補者を検索し選定することができ、お見合いの日時や場所の調整も会員に代わってカウンセラーが行い、お見合い結果の確認や交際期間中のサポート、そして成婚の意思を確認するまで、全てにカウンセラーが密接に関わることに特長があります。また、会員からは活動期間中に提供する役務の内容に応じて活動サポート料を収納し、成婚が決まった場合に「成婚報酬」を収納するなど、役務と対価を一致させることで、利用者満足度と事業収益性の両方を高めております。

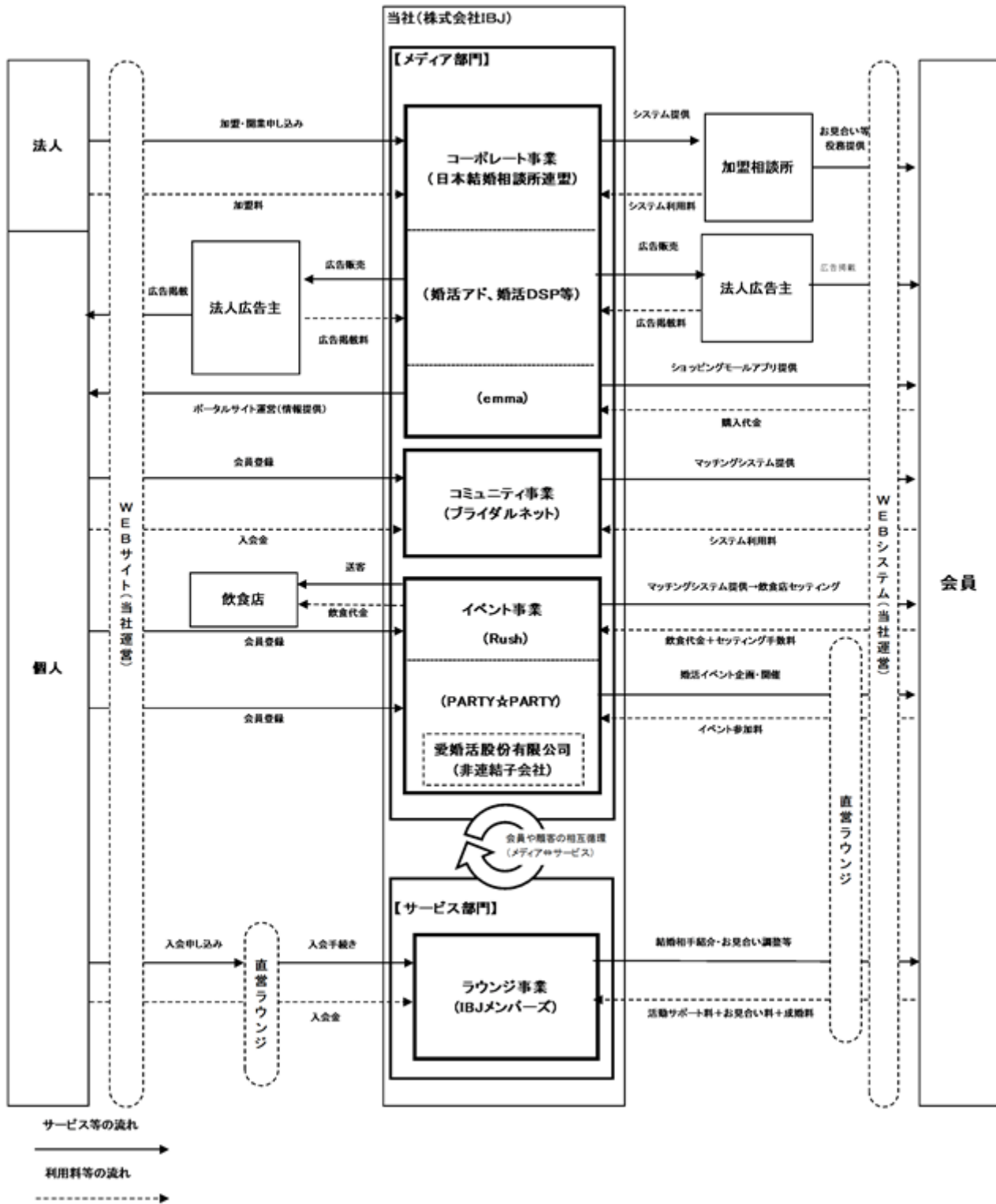
特に、当社直営の結婚相談ラウンジについては、全国津々浦々展開するデータマッチング型事業者との差別化や日本結婚相談所連盟に加盟している結婚相談所との棲み分けを行うために、「主要都市およびターミナル立地」に特化した店舗展開を行い、一組でも多くの成婚を育むための対面型の結婚相手紹介サービスを提供しております。

この他、コミュニティ事業の「ブライダルネット」の運営実績が評価されて、公務員など特定の職域の福利厚生目的の婚活サイト等について開発・運営受託に加えて職域の結婚相談ラウンジを展開しております。

なお、ラウンジ事業においては、会員からの入会金、月額活動サポート料、お見合いセッティング料、成婚料を主な収入としております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社 1 社を有しているのみで、関係会社はございません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
245(16)	35.3	3.1	4,272,258

セグメントの名称	従業員数(人)
メディア部門	88(6)
サービス部門	97(7)
全社(共通)	60(3)
合計	245(16)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマーを含む。)は、年間平均雇用人数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数が前事業年度末に比べ32人増加したのは、新卒採用、中途採用を行ったことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移し、安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国の経済は、消費税増税後の落ち込みから政府の各種政策の効果もあって、雇用・所得環境の改善傾向が続かなかで、緩やかに景気回復していることが消費者物価の緩やかな上昇により伺われる一方で、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされる影響が懸念されており、雇用・所得環境の面からも安心して結婚、出産できる社会の実現が望まれます。

わが国の人口は、平成27年版の内閣府発行の「少子化白書」によれば、昭和40年代後半には年間100万組を超えていた婚姻組数は、年々減少傾向をたどり、平成23年以降は年間70万組を下回る水準となっております。また、未婚率は引き続き上昇しており、生涯未婚率（45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率）は昭和55年から平成22年の約30年間で、男性は2.6%から20.1%へ、女性は4.5%から10.6%へ大きく上昇しております。同時に平均初婚年齢も昭和55年から約30年間で男性は3.1歳、女性は4.1歳上昇し、未婚化・非婚化による出生率が低下していることに加えて、晩婚化・晩産化の進行が出生率向上の鈍化を招いたことが少子化問題の大きな要因となっていることが伺え、政府発表の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の中で提言されているとおり、出生率の改善が5年単位で遅れていくと定常人口が300万人減少していく危機的状況であります。

その一方で、「婚活」というワードも国内では十分認識、定着しており、婚活サービスに対する心理的ハードルの低下と相まって婚活に伴う消費意欲も高まっております。また、大手企業による新規参入を受けて婚活市場の認知度も更に高まるなか、7月には業界団体である「日本結婚相手紹介サービス協議会（JMIC）」が設立され、当業界の信頼性の向上と、より一層の健全化を図るための取り組みも進められております。婚活の潜在的な市場規模は拡大傾向にあると同時に、未婚率も依然として上昇傾向にあるため、当社事業への社会的ニーズは大きく高まっております。

このような状況のもと、当社は、「ご縁がある皆様を幸せにする」を経営理念に、オンラインとオフライン両方の婚活サービスを総合的に運営する、国内および海外でも類のない独自のサービスを展開しており、オンラインであるインターネットを活用するサービスのメディア部門と、オフラインである結婚相談所などのリアルサービスを行うサービス部門を組み合わせた複合婚活事業モデルを確立し、その独自性と当社事業の特長である“人と人をつなぐのは人である”というサービス精神に則り、お客様に寄り添ったお世話のクオリティを高めながら、ITを駆使した婚活市場の拡大のほかに、その周辺事業の開拓にも取り組み、持続的成長を実現しております。

当事業年度では、民間事業者協議会「婚活サポートコンソーシアム」の取り組みを通して、小泉進次郎衆議院議員などの著名人を迎えた第一回婚活シンポジウムの開催および参画企業との共同調査や、行政・地方自治体への働きかけを通じた婚活支援の取り組みを進め、当社にしかできない社会貢献を積極的に図ってまいりました。さらに、当社保有の婚活会員数42万名の行動データ（ビッグデータ）を科学的に分析し、婚活データの提供と婚活支援を目的とした婚活総研株式会社を平成28年1月に設立するなど、少子化・未婚化を始めとする日本の社会的課題に対する解決の糸口を立案、提言してまいります。一方で、直営イベント会場としては初めて東北エリアに店舗をオープンさせたほか、ライフデザイン分野の婚活消費として取り組んでいる提携企業先を拡充させ、婚活分野以外の領域にも積極的に取り組み、着実に事業基盤の強化を図ってまいりました。

その結果、当社の当事業年度における売上高は4,123,362千円（前年度比24.3%増）、営業利益は843,188千円（前年度比31.1%増）、経常利益は836,786千円（前年度比32.8%増）、当期純利益は567,627千円（前年度比40.3%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、売上高については、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて表示しております。

メディア部門

当事業部門は、コーポレート事業、コミュニティ事業、イベント事業より構成されております。

当事業年度は、各事業において下記の取り組みを行いました。

()コーポレート事業

「日本結婚相談所連盟」による、結婚相談事業者の開業支援および本部事務局機能の増強等を行い、加盟相談所数・登録会員数の増加による収益力の向上に加えて、婚活会員を基盤とする広告素材「婚活アドネットワーク」の確立、リスティング広告等の拡販を図りました。

()コミュニティ事業

婚活サイト「ブライダルネット」の新規会員獲得強化および機能拡充による稼働促進により、登録会員数の増加による収益力の向上を図りました。

() イベント事業

平成27年1月に東北エリアで初めて出店した仙台店の集客安定化含む自社会場企画と開催数の拡充に加え、外部会場開催の企画型イベントへの取り組みや合コン開催のセッティングシステム増強による開催率向上および魅力ある会場(飲食店)の開拓などに取り組んだ結果、売上は順調に推移いたしました。

これらの結果、セグメント売上高は2,920,559千円(前年度比28.2%増)、セグメント利益は1,199,069千円(前年度比41.1%増)となりました。

サービス部門

当事業部門は、ラウンジ事業により構成されております。

当事業年度は、下記の取り組みを行いました。

ラウンジ事業

神戸店、大阪店の増床などハード面の強化に加え、アドバイザーならびにカウンセラースタッフの拡充とスキルアップ(成婚の育み方)研修の計画的実施等ソフト面での増強による入会数および成婚数の増加、指輪や式場への送客に取り組みました。

これらの結果、セグメント売上高は1,298,601千円(前年度比15.7%増)、セグメント利益は497,194千円(前年度比4.1%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動の結果得られた資金629,852千円、投資活動で支出した資金162,626千円および財務活動で支出した資金396,774千円により、前事業年度末の1,358,529千円から70,451千円増加し、1,428,980千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果、資金は629,852千円の収入となりました。主な変動内訳は、税引前当期純利益(828,658千円)、売上債権の増加(59,576千円)、未払金及び未払費用の増加(46,664千円)等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、資金は162,626千円の支出となりました。主な変動内訳は、定期預金の払戻による収入(100,000千円)、有形固定資産の取得による支出(96,118千円)、無形固定資産の取得による支出(54,575千円)、敷金及び保証金の差入による支出(44,341千円)等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、資金は396,774千円の支出となりました。主な変動内訳は、自己株式の取得による支出(195,648千円)、配当金の支払(154,716千円)、長期借入金の返済による支出(50,000千円)等でありませ

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
メディア部門	2,826,882	28.6
サービス部門	1,296,480	15.9
合計	4,123,362	24.3

(注) 1. セグメント間内部振替後の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念のもと、情報通信分野を中心とする様々なマリッジ&ライフデザインサポート事業を展開しております。

さらに、当社はウェブ上のサービスに加え、対面型のサービスも展開しており、インターネットとリアルを融合させた事業展開は、同業他社にはない強みであります。当社は、これを最大限に活かすとともに、工夫と創造や、変革と挑戦に取り組む姿勢を全社的に持ち、顧客満足度の高いサービスを提供し続けることで、社会貢献度が高く、かつ収益性の高い事業を展開してまいります。

そのために、今後は次の課題に取り組んでまいります。

結婚相談所ネットワークの更なる拡大

当事業の中核である結婚相談所ネットワーク（コーポレート事業）は、現在のところ、関東・東海・関西が中心であり、また直営の結婚相談ラウンジについても、東京都・神奈川県・埼玉県・愛知県・大阪府・兵庫県での展開となっております。

当社が手がけるマリッジサービスが、婚活の社会インフラとして認知され、ごくごく普通に利用されるためには全国規模のサービスへ進化・拡大させることが課題であると認識しています。そこで、

(イ)コーポレート事業において、上記以外のエリアにおける新規加盟開業サポートを中心に加盟相談所を増やすこと

と、結婚相談所とその会員に対して「IBJシステム（お見合いシステム）」を普及・拡大させること

(ロ)イベント事業において、未出店の主要ターミナルに直営、FC形態を問わずイベント店舗や提携飲食店を展開していくこと

が必要であり、さらに全国規模に拡充し、一組でも多くの成婚を育むために、コーポレート事業の全国エリア展開と、婚活イベント会場展開を促進してまいります。

会員顧客のサービス相互循環の促進、複合的マリッジサービスによるライフタイムバリュー（LTV）の向上

当社は、複数のマリッジサービスを展開していることを活かして、各サービスの顧客情報を一元管理するための「統合データベース」を構築しており、会員顧客が当社のサービスを複数併用する場合には共通のID・パスワードで利用が容易になっています。

今後は、会員顧客のサービス間の相互循環をさらに促進すべく、機能全般の改善に加え、ポイントプログラム制度を連動させるとともに、当社のサービスで“パートナー”が見つかることを全力サポートする婚活力アップのための婚活サポートを強化し、LTVの向上を図ります。

会員基盤を活用した婚活周辺サービスへの展開

当社は、日本最大規模の婚活会員基盤および顧客情報を抱えております。特に、会員基盤については有料で当社サービスを利用する顧客層であり、マリッジ周辺の事業領域に対しては会員基盤を活かした価値を提供できるものと考えております。したがって、マリッジと関連性のある事業を営む法人顧客に対しては、当社が抱える顧客情報や会員基盤に対して当社の直営ラウンジや結婚相談所ネットワーク（加盟相談所）に所属するカウンセラーの販売力等を活用して「リアルにリーチできる会員基盤」を、例えば結婚時の新居や生涯設計での保険提案など婚活周辺サービスへ活かし、新たな価値を構築することによって、婚活サービス提供後も引き続き当社がお世話していくビジネスモデルへ展開、発展させてまいります。

専門性の高い人材確保と人材育成

企業規模の拡大および成長のためには、高い専門性を有する人材の確保とともに、社員全員が当社の経営理念を深く理解し、サービスの末端に至るまでそれを浸透させていくことが必要であり、社員が自らの業務において、人に寄り添って課題解決する、優れたリーダーシップを発揮するよう育成していくことが重要な課題となります。この課題に対処するために、有能な人材の中途採用を随時行うとともに、今後入社する新卒採用社員の育成とその後の新卒採用を積極的に推進してまいります。また、既存社員に対しては多様かつ有益な研修を、定期的・計画的に実施していくことで、「営業力」、「マーケティング力」、「マネジメント力」を兼ね備えたリーダーシップをもった人材の育成に取り組んでいくと同時に、育成した人材が長きにわたって当社で活躍できることを根ざし、実質的な定年制度の撤廃を行うなどこれからも優れたリーダーシップを発揮する人材の確保、育成を継続してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況および経理の状況に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項およびその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業環境に関するリスクについて

(1) 婚活市場について

我が国においては、近年、出生率の低下や平均寿命の伸びに起因して少子化および高齢化が急速に進展しておりますが、これには、国民の晩婚化および未婚化傾向の増大が少なからず寄与している可能性があることから、国民の晩婚化および未婚化の進展に歯止めをかける婚活および婚活支援は、我が国の少子高齢化傾向の進展ペースの緩和策として重要な意味を持ち、それ故に、当社では、婚活市場は今後も更なる成長が期待できるマーケットであると考えております。

なお、婚活市場規模は拡大傾向にあると思われるものの、結婚に対する一般的な価値観の多様化または低下、あるいは非婚化または晩婚化に対する社会的な許容度の向上およびかかる傾向の定着、またはその他の要因により婚活市場の成長が阻害され、あるいは婚活市場規模が縮小に転じた場合には、当社の事業、業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) インターネット関連市場について

当社が営む事業の多くは、インターネットメディアを通じた一般消費者へのサービス提供を特徴としております。また、対面式のサービスを提供する事業であっても、専用の情報提供サイトを通じて広告宣伝や販売促進を行っており、事業の内容を問わず、当社の事業の推進にインターネットメディアは欠かせないものとなっております。

したがって、当社は、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等、インターネットの更なる普及が、業容拡大に不可欠な基礎的条件の1つであると考えております。

なお、現在のところ、インターネット関連市場の成長に影響を与える社会構造および産業構造の変化は継続中であると考えられ、かつ当社は当該変化がこれまでの当社の業容拡大に寄与してきたものと評価しておりますが、今後、インターネット関連の新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向等、予期せぬ要因によりインターネット関連市場の成長が阻害され、あるいはインターネット関連市場規模が縮小に転じた場合には、当社の事業、業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

当社が営む事業はすべて特段の許認可を要しない等の理由から参入障壁が比較的低く、手元資金と一定のノウハウさえあれば、かかる事業を開始することは多くの事業者にとって比較的容易であるものの、当社はこれらの競合者が当社と同等のサービスの提供を可能にするシステムの開発、ノウハウの蓄積、厳重なプライバシー保護を実現する情報管理システムの構築、顧客の大規模な確保等を行い、短期間のうちに当社と同等程度に市場からの信頼を獲得することは困難であろうと考えております。

しかしながら、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等が当社の事業領域に新規参入し、また事業規模を拡大すれば、競争の激化による顧客流出やそれに対処するための様々なコストの増加等が、当社の事業、業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 技術やサービスの陳腐化について

当社が事業を展開するインターネット関連市場においては技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて速く、新たな技術を基盤としたサービスの新規参入が相次いで行われております。このように急速に変化する環境に柔軟に対応すべく、当社は、オープンソースを含む先端的なテクノロジーの知見やノウハウの蓄積、更には高度な技能を修得した優秀な技術者の獲得を積極的に推進していく方針であります。

また、当社は、常に一般消費者のニーズや市場の動向を予想し、それらの動向を先取りした、婚活支援主体のライフデザインサポートサービスの提供に努めており、今後も継続して先進的な、魅力あるサービスを提供できるものと考えております。

しかしながら、一般消費者のニーズや市場の動向が頻繁に変化する昨今、当社が保有するインターネット関連の技術や提供するサービスの優位性の維持には常に不確実性が伴うため、それらが市場からの支持を得られない事態となり、かつ当社が当該状況に速やかに対処できない場合には、サービス利用者に対する当社の訴求力が低下し、当社の事業、業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) システムやインターネット接続環境の不具合について

当社が提供するサービスを支える当社のシステムならびにインターネット接続環境の安定的稼働は、当社グループの事業運営の大前提であります。

そこで、当社は、システムが稼働している複数のサーバが不測の事態によって停止し、またはそれらのサーバ上に蓄積されたデータが失われることにより当社の事業の遂行に支障を来さないよう一定のセキュリティレベルを実現し、かつデータの日次バックアップ、バックアップデータの分散格納を実施する等、考えられる範囲で起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じております。

また、当社が提供するサービスを支える当社のシステムは原則として内製開発されており、それらのリリース前には入念に品質チェック等を行うことにより、システムの品質管理に努めております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や事故、ユーザー数およびトラフィックの急増やソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウィルスの感染等の様々な問題、または当社のシステムそのものに起因する予期せぬトラブルが発生し、かかる問題の影響を十分に軽減できない場合には、当社の情報管理体制に係る否定的な風評が発生し、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) サービスの安全性及び健全性の維持について

当社は、本人確認等の厳格な実施に加え、それぞれのサービスの利用規約等に利用可能年齢や利用可能資格を含む制限事項ならびに他人の知的財産権や名誉、プライバシーその他の権利を侵害しないよう、またわいせつ情報の投稿、誹謗中傷、商業利用、その他法律に照らして犯罪性が高いと思われる利用を未然に防ぐために各種の禁止事項を明記し、また利用規約等に基づいたサービス利用が行われていることを確認するための専任スタッフによるユーザーサポートならびにモニタリング体制を整備する等、然るべき対応を実施しております。

しかしながら、急速なサービス利用者数の増加に伴う事業規模の拡大にかかる対応の拡充が追いつかず、またかかる対応そのものが機能している状況下においても、不適切行為の実行を完全に防止できなかった場合には、当社のサービスの信頼性やブランドが毀損され、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業に係る法律等の規制について

特定商取引に関する法律について

当社が提供する対面式の結婚相手紹介サービスならびにエステティックサービスは多くの場合「特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）」が規定する「特定継続的役務」に該当するため、当社は、契約の相手方に事前に契約の概要について記載した書面を交付し、また、契約後遅滞なく契約の内容を明らかにする書面を交付するほか、クーリング・オフへの対応等を実施し、特定商取引法の遵守に努めております。

また、婚活サイト等におけるインターネットを介したサービス提供は特定商取引法が規定する「通信販売」に該当するため、当社は、かかるサービスの提供に係る広告等において法定の事項を表示し、特定商取引法の遵守に努めております。

しかしながら、上記の対応を以てしても、今後、不測の事態等により、万が一、特定商取引法の規定に抵触しているとして当社が何らかの法的責任を問われた場合、また、今後、特定商取引法の改正、解釈の変更、新たな規制法令の制定等が行われ、かかる変化に迅速に対応できない、または対応に要するコストが過大となる等の事態に至った場合には、当社のサービスの信頼性やブランドが毀損され、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

婚活サイトに係る法的規制について

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）」は、出会い系サイトの特殊性に鑑み、出会い系サイトの利用に起因する買春その他の犯罪から児童を保護し、以て児童の健全な育成に資することを目的として、出会い系サイト事業者に届出、サイト利用者が児童でないことの確認、禁止誘引行為に係る書き込みの削除等の義務を課しております。

なお、当社が運営する婚活サイトについては、警察庁が公表する「「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン」における出会い系サイトの定義に該当しておらず出会い系サイト規制法の規制を受けないものと考えております。

しかしながら、今後、不測の事態等により、万が一、出会い系サイト規制法の規定に抵触しているとして当社が何らかの法的責任を問われた場合、また、今後、出会い系サイト規制法の改正、解釈の変更、新たな規制法令の制定等が行われ、かかる変化に迅速に対応できない、または対応に要するコストが過大となる等の事態に至った場合には、当社のサービスが制約を受け、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不当景品類及び不当表示防止法、並びに広告等に係るその他の法的規制等について

当社は、自らのサービスの広告宣伝および販売促進活動ならびに一部の事業（コーポレート事業）における広告等の取り扱いについて「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）」に基づく規制を受けているため、「広告掲載及び自社サイト表示基準」を制定し、その基準に沿って広告等の制作および校閲、校正を実施し、景表法の遵守に努めております。

また、当社は美容等に係る広告等の掲載依頼を受注する場合がありますが、これらについては前出の景表法に加え、直接的または間接的に「薬事法」や「医療法」等の規制を受ける場合があること、更にかかる法的規制以外にも、当社が取り扱う広告等の方法や内容等については、広告主、当社ともに各業界団体の自主ルールに規制される場合があることから、かかる自主規制の遵守にも努めております。

しかしながら、今後、不測の事態等により、万が一、景表法を始めとする上記の法的規制や自主規制に抵触しているとして当社が何らかの法的責任を問われた場合、また、今後、上記の法的規制や自主規制の改正、解釈の変更、新たな法的規制や自主規制の制定等が行われ、かかる変化に迅速に対応できない、または対応に要するコストが過大となる等の事態に至った場合には、当社のサービスの信頼性やブランドが毀損され、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他の法的規制について

当社が営む事業の推進にインターネットメディアは欠かせないものとなっていることから、インターネットに関連する法的規制の遵守は当社における経営上の重要課題の1つであり、当社は、当社の事業に関連するインターネット関連の主な法的規制である「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」、「不正アクセス行為禁止等に関する法律」、ならびに「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等の遵守に努めております。

また、当社が提供するエステティックサービスについては「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」、「医療法」、「医師法」、「薬事法」等の規制を受ける他、当社は一部の事業において有償ポイント制度を導入しており、当該ポイントについては「資金決済に関する法律」の規制を受けるため、当社はかかる法的規制にも適切に対応しております。

上記の他、当社の提供するサービスは主に一般消費者を対象としていることから、サービス提供契約について「消費者契約法」の適用を受けます。当社は、「消費者契約法」の精神に則り、契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、契約の勧誘にあたり消費者の理解を深めるために必要な情報を提供するように努めております。

しかしながら、今後、不測の事態等により、万が一、上記の法的規制に抵触しているとして当社が何らかの法的責任を問われた場合、また、今後、上記の法的規制の改正、解釈の変更、新たな規制法令の制定等が行われ、かかる変化に迅速に対応できない、または対応に要するコストが過大となる等の事態に至った場合には、当社のサービスの信頼性やブランドが毀損され、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 台湾における合併事業について

当社は、平成26年4月に当社および台湾企業2社との間で台湾に合併会社（愛婚活股份有限公司・非連結子会社）を設立し、台湾における事業展開を開始しております。

なお、合併会社の設立にあたっては事前に入念な調査を行っておりますが、法規制や慣習等の違い、政策変更、経済情勢や為替相場の変動、テロ、戦争等の発生等によるカントリーリスクが、当社の事業、業績または財政状態に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

また、合併先の台湾企業2社は当該合併事業に係る当社の推進方針について十分に理解し、当該方針は両社の経営戦略に何ら不利益を与えないものでもありませんが、今後、当該合併会社の業績が低調に推移する等した場合に両社が当該合併事業に係る参加方針を変更し、結果として当該合併契約が解消されたような場合には、当社の海外戦略に係る否定的な風評が発生し、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業内容に関するリスクについて

(1) 知的財産権に係る方針について

当社は、当社が営む事業に関連する知的財産権の確保に努め、また第三者に帰属する知的財産権を侵害しないよう十分に留意しております。

しかしながら、今後、当社が営む事業分野において当社による知的財産権の確保に先駆けて第三者の権利が成立したり、当社が認識していない第三者に帰属する知的財産権が既に成立している場合、また、今後、知的財産権関連法令の改正、解釈の変更、新たな規制法令の制定等が行われ、第三者に帰属する知的財産権に係る侵害リスクへの対応に関連してかかる変化に迅速に対応できない、または対応に要するコストが過大となる等の事態に至った場合には、当社のサービスの信頼性やブランドが毀損され、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報等を含む情報資産の管理について

国内事業

当社は、サービス利用者等の登録情報等、個人情報を取得し、利用していることから、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての規制を受けております。

そこで、当社は、個人情報の外部漏洩、改竄等の防止のため、個人情報の厳正な管理を事業運営上の重要課題と位置付け、個人情報保護に関する各種規程を定めて運用するとともに、JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）に基づいて、当社のサービス利用者、役員、従業員および取引先等に係る個人情報を含む法人基本情報等（以下「個人情報等」という。）、並びにすべての重要な業務管理情報に係る厳正な管理および漏洩防止手続きを実施しております。

また、当社のすべての役員、従業員、業務委託先および加盟結婚相談所から機密保持に係る誓約書等を個別に徴求し、これらの情報資産の保護、並びに漏洩の未然防止に努めるとともに、当社の婚活サイトや情報提供サイト上にプライバシーポリシーを掲出し、各種サービス利用者に対しても個人情報保護に係る取り組みを明示しております。

しかしながら、かかる対策を以てしても個人情報等を含むすべての重要な業務管理情報に係る社外漏洩を防止できず、当該情報漏洩に起因して第三者に何らかの損害が発生した場合には、当社が損害賠償請求の対象となる可能性があります。また、当社の情報管理体制に係る否定的な風評が発生し、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業

当社は、台湾に非連結子会社1社を有しております。海外事業は、当社グループの将来の成長投資と位置づけており、国内事業同様に個人情報等を含む情報管理については、当該国での個人情報保護に関する法律の規制を受けております。海外事業においても、当該国の法令、特有の商習慣、政府規制、競合環境等の潜在的リスクに対応できない場合には事業の推進が困難となり、投資を回収できず、当社の事業、業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 事業拡大に伴う継続的な設備投資について

当社は、今後のサービス利用者数の増加に備え、システムインフラや営業拠点（ラウンジや直営イベント会場）の新設、改修等に係る設備投資を計画し、継続的に実行していく予定であります。

なお、今後、サービス利用者数または婚活サイトや各種の情報提供サイト等へのアクセス数が当社の計画を上回るペースで急激に増加した場合、設備投資の時期、内容、規模等について変更せざるを得なくなる可能性があり、かかる事態が生じた場合には、設備投資額や減価償却負担について当初の計画額を上回ることも想定され、かかる場合には、当社の事業、業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) サービス利用料金の決済について

当社は、メディア部門およびサービス部門におけるサービス利用料金に係るクレジットカード決済をサービス利用者に対して推奨しており、一部の決済代行会社に売掛金残高が集中する傾向があります。

したがって、相手先のシステム不良等、何らかの事情によりサービス利用料金の決済に支障が生じた場合等には、当社の事業、業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

3. その他のリスクについて

(1) 財務報告に係る内部統制の構築等に関するリスク

当社は、東京証券取引所市場第1部上場企業であり、金融商品取引法において、当社経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価、及び経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められております。

当社は、上記に従い財務報告に係る内部統制の構築を行っており、評価の過程で発見された問題点は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、改善が間に合わない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、当社の財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新株予約権の行使による希薄化について

当社は、中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲および士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社役員に新株予約権（以下「有償ストック・オプション」という）を付与しております。この有償ストック・オプションは、将来の一定の業績指標を権利行使の条件として、公正価値で有償発行するものであり、この有償ストック・オプションについて行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

(3) 人材の確保と育成について

当社は、人材こそが最高の財産であると考えており、当社の事業成長を継続させるため、直接人員と間接人員の別を問わず、関連する技術または技能を有する人材を今後も着実に確保および育成していく方針であります。

しかしながら、これらの人材の確保および育成が質量両面において事業の成長スピードに追いつかない場合、または当社の役職員が社外流出した場合には、当社の事業、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 重要な訴訟事件等について

当社は、ソフトウェア開発等に係る委託契約の解除をめぐる、相手方から一方的にその代金の支払等を求める損害賠償請求訴訟を平成26年6月に東京地方裁判所に提起されました。当社は、委託目的が果たされていないことを理由に契約の解除を行ったものであり、当該損害賠償請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

(5) 新日本有限責任監査法人の行政処分について

当社は、新日本有限責任監査法人による会計監査等を受けておりますが、新日本有限責任監査法人は金融庁より平成27年12月22日付で懲戒処分（業務の一部停止）を受けております。

5 【経営上の重要な契約等】

(台湾における合併事業)

契約締結先	内容	出資額	合併会社名	設立年月
尚凡資訊股份有限公司	台湾での婚活オンラインサービス企画運営、オンラインサービスの提供	当社 58.5% (貸借対照表計上額 41,937千円)	愛婚活股份有限公司 (資本金20,000千台湾ドル)	平成26年4月
仁美国際股份有限公司		尚凡資訊股份有限公司 40.0%		
		仁美国際股份有限公司 1.5%		

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1．重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成に当たりまして、貸倒引当金、固定資産の減損、減価償却資産の耐用年数の設定、資産除去債務の計上、繰延税金資産の計上、偶発債務の認識等の重要な会計方針に関する見積りおよび判断を行っております。

当社経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき判断しておりますが、記載した予想、見通し等の将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において当社が判断したものであります。将来に関する事項には不確実性を内包しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、十分ご留意ください。

当社の財務諸表を作成するに当たり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1．財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載されているとおりであります。

2．経営成績の分析

(売上高)

売上高に関しては、メディア部門、サービス部門とも好調に推移いたしました。東北エリアで初めて仙台に直営イベント会場をオープンさせたほか、ライフデザイン分野の婚活消費として取り組んでいた婚約・結婚指輪の送客に加えて、新たに大手ウェディング事業者との提携による結婚式場への「コーディネート送客(=お客様視点を尊重した送客)」、「婚活ウェディングブック」の発行など周辺事業へも積極的に取り組み、着実に事業基盤の強化を図ってまいりました。

その結果、売上高は前年を24.3%上回り4,123,362千円となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は前年と比較し、18.6%増加いたしました。これは主にイベント費の増加や媒体費の増加が影響したことによるものであります。

販売費及び一般管理費は、前年と比較して23.3%増加しました。これは主に人件費や地代家賃、広告宣伝費の増加が影響したことによるものであります。

(営業利益)

以上により、売上高、費用ともに増加したものの、前年に対して199,818千円増加し、843,188千円の営業利益となり、好調に推移いたしました。

(営業外損益と経常利益)

主に受取利息の計上により営業外収益を819千円計上する一方、株式公開費用、支払利息の計上により営業外費用を7,221千円計上いたしました。以上により、経常利益は、前年に対して206,539千円増加し、836,786千円となりました。

(特別損益)

特別損益は、固定資産売却益の計上により特別利益2,200千円を計上する一方、固定資産除却損や減損損失により、特別損失10,328千円を計上いたしました。

(当期純利益)

当事業年度の税引前当期純利益は828,658千円となりました。ここから税金費用261,030千円(法人税、住民税及び事業税288,991千円と法人税等調整額 27,960千円の合計額)を控除した当期純利益は、前年に対して162,918千円増加し、567,627千円となりました。

3．財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は1,950,296千円となり、前事業年度末に比べ46,374千円増加いたしました。これは主に売掛金が59,576千円、前払費用が14,372千円増加した一方で、現金及び預金が29,548千円減少したことによるものであります。固定資産は983,499千円となり、前事業年度末に比べ151,907千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が30,500千円、差入保証金が37,889千円が増加した一方で、無形固定資産が9,591千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は2,933,795千円となり、前事業年度末に比べ198,281千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は1,057,416千円となり、前事業年度末に比べ27,912千円増加いたしました。これは主に未払費用が33,651千円、未払金が13,212千円増加した一方で、未払法人税等が21,665千円減少したことによるものであります。固定負債は202,369千円となり、前事業年度末に比べ50,275千円減少いたしました。これは主に長期借入金が50,000千円減少した一方で、資産除去債務が10,134千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,259,785千円となり、前事業年度末に比べ22,362千円減少いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,674,009千円となり、前事業年度末に比べ220,644千円増加いたしました。これは主に自己株式の取得195,648千円、剰余金の配当による利益剰余金の減少155,612千円、当期純利益567,627千円の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は56.8% (前事業年度末は53.0%) となりました。

4. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

5. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」として開示しております。

6. 経営戦略の現状と見通し

当社では、「年20%成長の継続」を目標に掲げ、その中期的な経営戦略として「2016-2018中期経営計画」を策定し、公表しておりますが、「人材採用および育成の強化」、「ブランディングの強化」、「新たな収益基盤の創出」、「当社ならではの社会貢献」を目指しております。当社をとりまく外部環境が追い風の状況下において、健全な成長の継続には内的要因つまり経営理念に基づく組織力や人材育成の強化が重要であると考えており、経営理念への共感を人材採用の基本に据え、人事制度の改正および研修制度の充実に努めてまいります。

また、外部環境の追い風を取り込むには、未だ十分とはいえない認知度の向上やブランドイメージの浸透をはかる必要があり、今後においては、既存のインターネット広告や交通広告を通じて「婚活はIBJ」とのブランドイメージの浸透を図るとともに、動画広告も活用していくことを推進しております。さらに、継続的な成長には、会員基盤を活かした新たな収益基盤の創出が不可欠であり、婚活サービスの周辺ニーズが顕現化している「婚活力アップのためのアドバイザー事業」「ウェディング関連事業」「保険、不動産に代表される結婚後のファミリー・ソリューション」などにおいて、その事業化の速度を速めることを目指します。

以上の経営方針に基づき、「日本の成婚数の1%を生み出す」ことを近い将来の目標において、育成した優秀な人材育成による「成婚数および成婚率の向上」を引き続き図っていくとともに、行政・地方自治体の婚活支援への直接・間接を問わない協力もふくめ、当社にしかできない社会的意義が高く、顧客満足度の高い事業活動を行っていく所存であります。なお、経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」として開示しております。

7. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持ならびに健全な財政状態を常にめざし、安定的な営業キャッシュ・フローの創出を最優先事項と考えております。

手元流動性につきましては、通常運転資金の3か月分を目安として確保することとしており、当事業年度末の現預金残高は1,428,980千円であり、十分に確保している状況であることから、健全な財務状況と認識しております。

8. 経営者の問題認識と今後の方針について

当社経営陣は、現在の事業環境および入手可能な情報に基づき最善の経営方針の立案およびその実施に努めており、流動的な市場環境においても継続的に利益を確保するために、工夫と創造や、変革と挑戦に取り組む姿勢を全社的に持ち、顧客満足度および社会貢献度の高いサービスを提供し続けることが重要と認識しております。

取り組むべき課題については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施しました設備投資の総額は164,637千円であり、セグメント毎の内訳は次のとおりであります。

メディア部門においてはサイト構築およびシステム開発等で、99,279千円の投資を実施いたしました。

サービス部門においては直営結婚相談所の改装やシステムリニューアル等で、34,490千円の投資を実施いたしました。

全社（共通）においては本社設備等で、30,867千円の投資を実施いたしました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	車輛運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	メディア部門 サービス部門 全社(共通)	本社事務所	39,177	2,009	35,051	153,746	229,984	145 (9)
新宿店 他14拠点	メディア部門 サービス部門	直営結婚相談 ラウンジ店舗	168,065	-	48,315	-	216,381	100 (7)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は、就業人員(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマーを含む。)は、年間平均雇用人数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社の主な設備投資としては、メディア部門のシステム構築のほか、サービス部門の店舗設備ではありますが、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	139,320,000
計	139,320,000

(注)平成27年12月3日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更が決議されております。

詳細は「第5 経理の状況 1.財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載されているとおりであります。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,450,000	37,350,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式 であります。な お、権利内容に 何ら限定のない 当社における標 準となる株式で あり、単元株式 数は100株であ ります。
計	12,450,000	37,350,000	-	-

(注)平成27年12月3日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更が決議されております。

詳細は「第5 経理の状況 1.財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載されているとおりであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年11月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,800(注)1	1,800(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4名	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,080,000(注)2 (注)7	3,240,000(注)2 (注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	336(注)3 (注)7	112(注)3 (注)7
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月29日 至 平成30年11月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 336(注)7 資本組入額 168(注)4 (注)7	発行価格 112(注)7 資本組入額 56(注)4 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,600円で有償発行しております。

2. 当社の本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株といたします。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合(本新株予約権の割当日前の当社取締役会または株主総会の決議に基づき株式分割または株式併合が行われ、当該割当日後にその効力が発生する場合も含む。)、次の算式により調整いたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{（または処分自己株式数）}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{（または処分価額）}}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数（または処分自己株式数）}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成26年12月期および平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成26年12月期の当期純利益が310百万円を超過していること

(b) 平成27年12月期の当期純利益が390百万円を超過していること

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。ただし、上記3.(2)の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 平成27年12月3日開催の取締役会において株式分割および定款の一部変更が決議され、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

詳細は「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載されているとおりであります。

第2回新株予約権(平成27年1月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	5,000(注)1	5,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 27名	従業員 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000(注)2	1,500,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	747(注)3	249(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月30日 至 平成32年1月29日	自 平成27年1月30日 至 平成32年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 747(注)4 資本組入額 374(注)4	発行価格 249(注)4 資本組入額 125(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき800円で有償発行しております。

2. 当社の本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株といたします。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合(本新株予約権の割当日前の当社取締役会または株主総会の決議に基づき株式分割または株式併合が行われ、当該割当日後にその効力が発生する場合も含む。)、次の算式により調整いたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものいたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（または処分自己株式数）} \times \text{（または処分価額）}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たり時価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数（または処分自己株式数）}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年12月期および平成28年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成27年12月期の当期純利益が450百万円を超過していること

(b) 平成28年12月期の当期純利益が500百万円を超過していること

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。ただし、上記3.(2)の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 平成27年12月3日開催の取締役会において株式分割および定款の一部変更が決議され、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

詳細は「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載されてい
るとおりであります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年8月10日 (注)1	1,902,750	1,935,000		245,000		245,000
平成24年12月5日 (注)2	140,000	2,075,000	93,380	338,380	93,380	338,380
平成26年4月1日 (注)3	4,150,000	6,225,000		338,380		338,380
平成27年1月1日 (注)4	6,225,000	12,450,000		338,380		338,380

(注)1. 株式分割(1:60)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,450円

引受価額 1,334円

資本組入額 667円

払込金総額 186,760千円

3. 株式分割(1:3)によるものであります。

4. 株式分割(1:2)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	19	18	39	30	-	4,196	4,302	-
所有株式数（単元）	-	12,588	6,646	11,170	8,694	-	85,389	124,487	1,300
所有株式数の割合（％）	-	10.11	5.34	8.97	6.98	-	68.59	100.00	-

(注) 自己株式150,128株は、「個人その他」に1,501単元および「単元未満株式の状況」に28株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
石坂 茂	東京都世田谷区	4,116,000	33.46
株式会社TNnetwork	熊本県八代市豊原下町4246-24	1,080,000	8.78
中本 哲宏	東京都中野区	1,077,600	8.76
土谷 健次郎	東京都江戸川区	600,000	4.88
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	308,000	2.50
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海トリトンスクエアタワーZ	283,000	2.30
山口 貴弘	東京都新宿区	272,000	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	265,900	2.16
石坂 美江	東京都世田谷区	236,200	1.92
日本マスタートラスト信託銀行（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	219,900	1.79
計	-	8,458,600	68.77

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 150,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,298,600	122,986	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	12,450,000	-	-
総株主の議決権	-	122,968	-

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 I B J	東京都新宿区西新宿 1丁目23-7	150,100		150,100	1.21
計	-	150,100		150,100	1.21

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度（有償ストック・オプション）を採用しております。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第 1 回新株予約権（平成25年11月14日取締役会決議）

会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、新株予約権を発行することを平成25年11月14日開催の取締役会において決議されたものです。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施したものであります。

決議年月日	平成25年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第 2 回新株予約権（平成27年 1 月15日取締役会決議）

会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、新株予約権を発行することを平成27年 1 月15日開催の取締役会において決議しております。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施したものであります。

決議年月日	平成27年 1 月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 27
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年10月14日)での決議状況 (取得期間 平成27年10月15日～平成27年10月15日)	300,000	393,300,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	149,100	195,470,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	150,900	197,829,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	50.3	50.3
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	50.3	50.3

(注) 当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご覧ください。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	300,256	-

(注) 当期間における取得自己株式は、平成28年1月1日付にて株式1株につき3株の株式分割を行ったことによる取得であります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	150,128	-	955,684	-

(注) 1. 当社は、平成28年1月1日付にて株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのため当期間の保有自己株式数につきましては、当該株式分割後の増加数300,256株を加えた450,384株を含めて記載しております。

2. 当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、505,300株の自己株式を取得しております。そのため当期間の保有自己株式数につきましては、当該自己株式の取得数505,300株を加えて記載しております。なお、自己株式の取得の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご覧ください。

3【配当政策】

当社は、株主に対する適切な利益還元についても重要な経営課題であると認識しており、財務体質強化および更なる事業拡大に向けた内部留保の必要性を勘案しつつ、業績に応じた剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

配当の決定機関は株主総会としておりますが、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり17.00円（普通配当17.00円）の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は37.2%となりました。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のために活用し、業績、企業価値の向上に努め、有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年3月28日 定時株主総会決議	209,097	17.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
最高(円)	-	2,660	2,497	2,498 800	2,043 560
最低(円)	-	2,065	1,801	673 745	713 505

(注) 1. 最高・最低株価は、平成24年12月6日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成25年7月16日より東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成26年12月10日より東京証券取引所 (市場第二部)、平成27年7月17日より東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであります。

なお、平成24年12月6日付をもって J A S D A Q (スタンダード) に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割 (平成27年1月1日、1株 2株) による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 印は、株式分割 (平成28年1月1日、1株 3株) による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,845	1,739	1,482	1,515	1,730	1,848 560
最低(円)	1,402	1,241	1,230	1,252	1,210	1,529 505

(注) 1. 最高・最低株価は、平成27年7月17日より東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであり、それ以前は東京証券取引所 (市場第二部) におけるものであります。

2. 印は、株式分割 (平成28年1月1日、1株 3株) による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員の状況】

男性9名 女性2名（役員のうち女性の比率 18%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	石坂 茂	昭和46年9月6日生	平成7年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 平成13年1月 株式会社プライダグネット 代表取締役社長 平成18年2月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年10月 株式会社フルスピード監査役 平成19年10月 株式会社フルスピード取締役	(注)3	12,348,000
代表取締役 副社長	-	中本 哲宏	昭和48年4月13日生	平成8年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 平成18年2月 当社取締役 平成18年7月 株式会社プライダグネット 取締役 平成19年10月 株式会社プライダグネット 代表取締役 平成20年12月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)3	3,232,800
取締役	-	土谷 健次郎	昭和48年4月22日生	平成10年4月 株式会社商工ファンド (現株式会社SFCG) 入社 平成14年3月 株式会社プライダグネット入社 平成19年5月 株式会社プライダグネット 取締役 平成19年10月 当社取締役(現任)	(注)3	1,800,000
取締役	-	桑原 元就	昭和55年1月7日生	平成14年10月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ) 入社 平成18年4月 公認会計士登録 平成23年6月 当社監査役 平成25年3月 当社取締役(現任)	(注)3	118,800
取締役	-	桑原 英太郎	昭和52年6月28日生	平成12年4月 株式会社プロトコーポレーション 入社 平成23年4月 当社入社 平成23年6月 メディア事業部(現コーポレート 事業部) 部長 平成25年4月 コミュニティ事業部部長 平成26年1月 メディア本部(現企画制作開発 部) 部長(現任) 平成27年3月 当社取締役(現任)	(注)3	6,000
取締役	-	小野 雅弘	昭和37年12月18日生	昭和60年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 平成24年8月 株式会社ヨックモック入社 株式会社クローバー常務取締役 平成27年3月 当社取締役(現任)	(注)3	600
取締役 (注)1	-	残間 里江子	昭和25年3月21日生	昭和45年4月 静岡放送株式会社入社 昭和48年6月 株式会社光文社入社 昭和55年5月 株式会社キャンディッド(現株式 会社キャンディッド・コミュニ ケーションズ) 代表取締役社長 平成16年4月 株式会社キャンディッド・コミュ ニケーションズ 代表取締役会長(現任) 平成22年3月 藤田観光株式会社取締役(現任) 平成26年3月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (注)1	-	大橋 康宏	昭和32年3月1日生	平成13年3月 株式会社テイツー代表取締役 平成23年5月 株式会社テイツー取締役相談役 平成25年3月 当社社外監査役 平成28年3月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	川口 哲司	昭和47年6月20日生	平成7年4月 三井物産株式会社入社 平成12年5月 General Electric Company入社 平成17年1月 グロービス・キャピタル・パートナーズ ベンチャーパートナー（現任） 平成19年10月 当社社外取締役就任 平成24年3月 当社社外取締役退任 平成27年3月 当社監査役（現任）	(注)4	-
監査役 (注)2	-	寺村 信行	昭和12年3月24日生	昭和36年4月 大蔵省（現財務省）入省 平成6年7月 国税庁長官 平成17年9月 日本興亜損害保険株式会社顧問 平成18年7月 株式会社サンシャインシティ 取締役相談役（現任） 平成19年3月 株式会社ミットヨ取締役 平成19年10月 当社社外監査役（現任）	(注)5	21,600
監査役 (注)2	-	八木 香	昭和37年4月9日生	昭和60年4月 ソニー株式会社入社 平成17年3月 ボラリス・プリンシパル・ファイ ナンス株式会社（現ボラリス・ キャピタル・グループ株式会社） パートナー 平成22年8月 株式会社パラスアテナ 代表取締役（現任） 平成26年3月 当社社外監査役（現任）	(注)5	-
計						17,527,800

- (注)1. 取締役残間里江子、大橋康宏は、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）であります。
2. 監査役寺村信行および八木香は、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外監査役（会社法第2条第16号）であります。
3. 平成28年3月28日開催の定時株主総会終結の時から平成28年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成27年3月25日開催の定時株主総会終結の時から平成30年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成28年3月28日開催の定時株主総会終結の時から平成31年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのため保有株式数につきましては、当該株式分割後の株式数で記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社は、「ご縁がある皆様を幸せにする」ことを経営理念に掲げ、全社員一同が理念経営の実践に努めております。当社は、オンラインとオフライン両方の婚活サービスを総合的に運営する独自のビジネスモデルのもと、全社員一人ひとりが「ご縁がある皆様」、すなわち「すべてのステークホルダーの皆様」の幸せに貢献するために、お客様視点を尊重したコーディネート、つまり人によりそって課題解決するリーダーシップを常に発揮しつづけることが持続的な成長を続けるうえで大切なことであると考えております。そのために、人材育成は当社の社会貢献につながる重要なこととして位置づけ永続的に取り組みつつ、自己資本の積極的な事業投資によって利益体質を強化し、豊かな自己実現と社会貢献を実現する「婚活事業をメインとしたライフデザインサポートカンパニー」として広く認知されることを目指しております。

そのために、当社は、企業価値を継続的に高めるため、機動的かつ弾力的な経営を行いつつ、経営監視機能を充実させ、経営の健全性・透明性を確保することが肝要であると考えており、利害関係者と長期的かつ安定、継続した良好な関係を築くことが、企業経営において必要不可欠であると認識しております。

こうした考えのもとに、組織体制の整備だけでなく、全社一丸となってコンプライアンス意識を向上させ、また、リスク管理を強化した経営にあたることを基本にコーポレート・ガバナンスの充実を図っており、取締役会および監査役制度を中心にコーポレート・ガバナンスを形成しております。

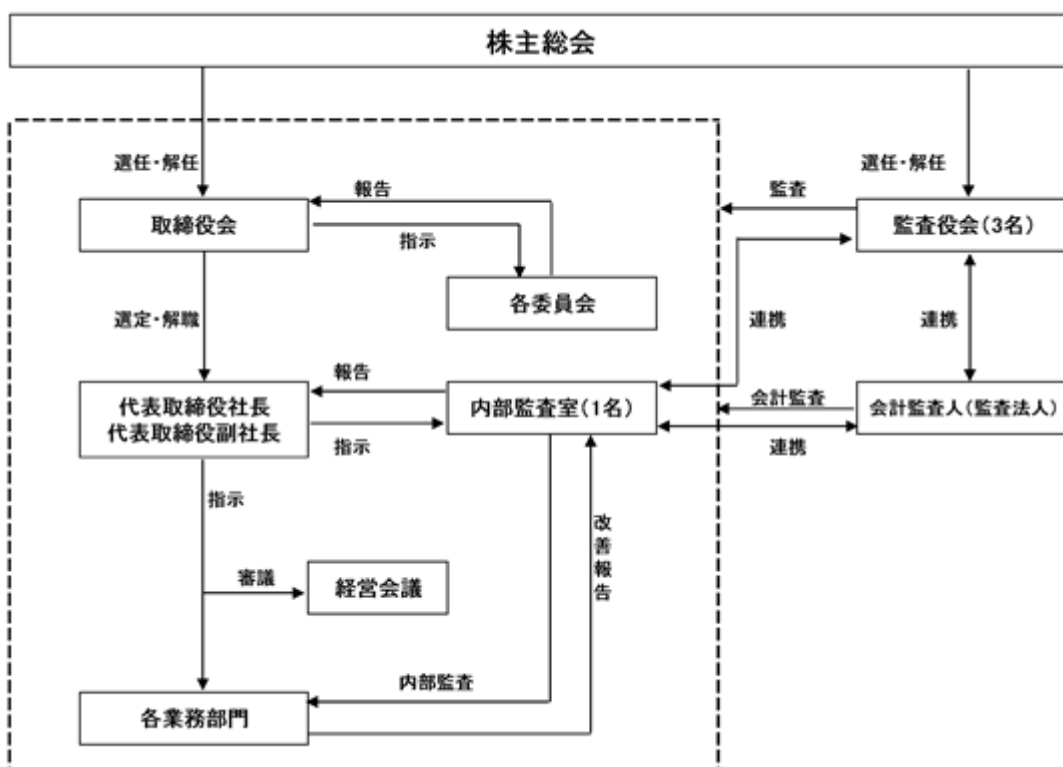
また、スピーディーな経営の実現とともにディスクロージャーの充実とアカウンタビリティ（説明責任）の責務を十分に果たすことにより、企業の透明性を確保することが企業価値向上に重要な影響を与えることと認識し、取締役会および監査役制度の経営体制の機能強化に加え、内部統制機能の強化、IRの強化を図っております。

引き続き、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に向け、積極的に取り組んでいく所存であります。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用しておりますが、当社の取締役会では積極的な意見交換がなされており、社外取締役、社外監査役からも中立的で率直な発言をいただいております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



イ. 取締役会

取締役会は、経営の最高意思決定機関として、会社法第362条に規定する専決事項および重要な業務執行を決定するため、原則毎月1回開催することになっております。取締役会の構成は、取締役8名（うち2名が社外取締役）からなっております。

ロ．経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項の審議機関として、会社の各事業の報告および業務執行の状況に関する事項を協議するため、原則毎月2回以上開催することになっております。経営会議の構成は、取締役、常勤監査役、部長および取締役が指名する者であります。

八．監査役会

監査役会は、健全な会社経営のための監視機関として、取締役の業務執行、全社的な法令遵守の状況、対処すべき課題、リスク管理および会社の開示情報の適正性について協議、監査するため、原則毎月1回開催することになっております。監査役会の構成は、3名の監査役からなり、2名が社外監査役であります。

二．その他委員会

事故調査委員会、コンプライアンス委員会等、適時、特定事項を対象とした委員会を設置し、対象事案の調査、分析、対応および対策を検討し、取締役会に報告する体制を確立しております。

ホ．内部監査及び監査役監査の概要

当社の内部監査の状況につきましては、代表取締役社長直下の監査組織として内部監査室を設置し、各部門の業務遂行の状況を合法性と合理性の観点から年間の監査計画に基づき監査を行っております。内部監査室の構成は、専任1名を配置し、当社規程に基づき、内部監査を実施しており、内部監査機能の強化を図っております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告され改善事項の提言、実施および改善状況の確認等を行っております。また、内部監査室は、内部監査部門とともに内部統制部門としての機能を有しており、監査役と必要に応じて、内部監査計画の説明、実施した内部監査の内容報告および内部統制状況報告等を行っております。

また、監査役監査の状況につきましては、当社の監査役は3名（うち社外監査役2名）で、監査役は監査役会で決定した監査計画に基づき、取締役会等重要な会議への出席、議事録・稟議書等重要な決裁書類等の閲覧および各事業所ならびに子会社への往査等を行っております。また監査役は、会計監査人から監査計画説明および会計監査結果報告を受けており、監査役監査が効率よく進むよう財務経理部がその事務局機能を提供しつつ、内部監査室と連携して監査の充実を図っております。

ヘ．責任限定契約の概要

当社と業務執行取締役を除く取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、業務執行取締役を除く取締役は10万円または法令が定める額のいずれか高い額、監査役は10万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役を除く取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部統制システム整備の状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定め、体制を整備するとともに、全社的な意識向上を図っております。

なお、当社の内部統制システムにつきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後において、平成27年6月開催の取締役会にて見直しを実施しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。

(ロ) 内部監査室は、各部における業務執行の法令・定款との適合性を監査し、当社および子会社の法令遵守および企業倫理の浸透への取組みを横断的に推進する。また、法令上疑義のある行為等について、当社の監査役のほかに従業員が情報提供を行う窓口としても機能することにより、問題を未然に防止するよう努めております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)「文書保存管理規程」の整備により、当社の取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し保存しております。

(ロ)当社の取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるようにしております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「事故管理規程」および「リスク管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故(リスク)が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社および子会社は、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、月次レビューと改善策の提案により、業績管理の徹底に努めております。

(ロ)経営に重大な影響を及ぼす事項は、当社の取締役会および経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定しております。

ホ．会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社の事業活動が法令および定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実を図り、当社および子会社全体の適正な管理を実践しております。

(イ)子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。

(ロ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役を当社の取締役が兼務することで、子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保しております。

(ハ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「事故管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、当社および子会社共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故(リスク)が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

(ニ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.当社の経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「関係会社管理規程」を定めております。

b.当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、財務経理部に対して、随時、必要に応じて監査への協力を求めることができるようにしております。

ト．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

財務経理部は、当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して当社の取締役の指揮命令は受けないものとしております。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役および従業員が当社の監査役に報告をするための体制

a. 当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と次に定める事項について当社の監査役に対して随時報告しております。

(a) 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項

(b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

(c) 重大な法令・定款違反その他重要な事項

b. 当社の監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役または従業員に報告を求めることができ、当該取締役または従業員はこれに応じております。

(ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

a. 子会社における重要な事象については、「リスク管理規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社の監査役に報告しております。

b. 当社の監査役と子会社の監査役は、定期的に監査状況について報告および情報交換を行っております。

c. 子会社の従業員等から内部通報で相談、報告された内容を取りまとめ、重要項目については当社の監査役に報告を行っております。

これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。

リ．当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。

ヌ．その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社の監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言しております。また、当社および子会社の各部にも出向いて業務執行を監査しております。

(ロ) 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととしております。また、当社の代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催しております。

ル．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成24年2月15日開催の取締役会において、「反社会的勢力に対する基本方針」を決議し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用しております。

社内体制としては、反社会的勢力に対する対応統括部署は財務経理部とし、平素より警察など外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築しております。また、反社会的勢力対応マニュアルのもと、会社の基本姿勢と対応方針を明確化するとともに、社内研修等の場において定期的に注意喚起を実施し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を構築しております。また、新規取引先の取引先調査実施に加え、既往取引先においても途上調査を実施し、関係排除の徹底を制度的にも図っております。

(イ) 会社の基本姿勢

反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示し、いかなる形であっても絶対に反社会的勢力との関係を持ちません。

(ロ) 日常業務での注意点

下記の方針を明確化しています。

a. 新規取引時の調査義務付け

b. 調査に問題があった場合の管理担当役員を中心とする対応方法

c. 機関紙等送りつけ時の受取り拒否、あるいは返送対応等

d. 苦情に乗じたアプローチへの対応等

(ハ) 取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応方針

何らかの係わりが判明した場合には、これらの勢力との関係を断ち切る強い意志を持ち毅然として対応します。また、必ず所属上長へ報告し、管理担当役員へ相談します。管理担当役員は、役員間での協議、顧問弁護士、外部専門家、必要に応じて警察等へも相談し、対応を指示します。

(二) 面談要求への対応

相手や要件の確認、応対場所の選定、応対状況の記録、念書等書面作成の回避、法的手段の検討、あるいは警察・暴力追放運動推進センターとの連携等、具体的な対応方法を定めています。

(ホ) 社内体制の確立

以下の体制整備をしています。

- a. 財務経理部による社内研修等の場における定期的な注意喚起の実施
- b. 財務経理部による取引先調査情報のデータベース化により、報告や迅速な対応の実現
- c. 顧問弁護士や警察等から適時、指導・アドバイスを受けられる緊密な連携の確立

リスク管理体制整備の状況

当社のリスク管理体制については、各事業に関わるリスクにつき、取締役、監査役および内部監査室間において随時情報の共有、検証を行い、取締役の業務執行や日常の業務に反映させている他、必要に応じてリスク管理委員会を開催し、また、弁護士等の専門家から助言を受ける体制を確立しております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する関谷靖夫氏および南山智昭氏であります。また、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士9名、その他5名であります。なお、継続監査年数につきましては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

内部監査室及び監査役並びに会計監査人の連携

内部監査室および監査役ならびに会計監査人は、それぞれ独立性を確保した上で監査を実施する一方、監査を有効かつ効率的に行うため、意見交換を定期的実施しており、監査の実効性向上に努めております。特に内部監査室と常勤監査役は、日常的な連携により、効果的な監査の継続的な実現を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役は2名、社外監査役は2名を選任しております。

社外取締役残間里江子は、株式会社キャンディッド・コミュニケーションズの代表取締役会長および株式会社キャンディッド・プロデュースの代表取締役社長であります。両社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。また、藤田観光株式会社の社外取締役であります。藤田観光株式会社と当社との間には、営業上のイベント会場の賃借取引がありますが、これは通常の取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役大橋康宏は、株式会社ラストリゾートジャパンの代表取締役であります。株式会社ラストリゾートジャパンと当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

社外監査役寺村信行氏は、株式会社サンシャインシティの取締役相談役であります。株式会社サンシャインシティと当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

社外監査役八木香氏は、株式会社パラサテナの代表取締役であります。株式会社パラサテナと当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しており、社外取締役ににつきましては、一般株主の代表として企業価値の向上を追求する他、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することを期待しており、監査役につきましては、より独立した立場から実効的な監査を実現するため、社外監査役2名のほか当社元社外取締役経験者1名で構成しております。

社外監査役のうち、寺村信行氏は当社の株式21,600株を保有しております。なお、その他には、社外監査役と当社との間には記載すべき利害関係はありません。

なお、社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査は、当社の重要な営業所への立入調査および重要な取引については独立性を踏まえた中立の立場から取締役または担当者、関与者への聴取等が行われます。監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制との関係は、監査役監査報告書、会計監査報告書、内部統制報告書等に記載されている重要な事項について各作成責任者から説明を受け、独立性を踏まえた中立の立場から重要な事項については事実確認等が行われ、その承認が行われます。

役員報酬の内容

当社の取締役および監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	123,630	123,630	-	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	2,700	2,700	-	-	-	1
社外取締役	2,850	2,850	-	-	-	1
社外監査役	10,350	10,350	-	-	-	3

(注) 当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内にする旨、定款に定めております。

株式の保有状況

- イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。
- ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。
- ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計上 額の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の合 計額	売却損益の合計 額	評価損益の合計 額
非上場株式	-	-	-	-	-
上記以外の株式	10,320	10,680	-	-	1,380 (-)

(注) 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

- ニ．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。
- ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと、および累積投票によらないことを定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨を定款で定めております。

これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,000	-	13,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、提出会社の規模および業務の特性等を勘案し、各事業年度毎に当該監査公認会計士等との協議によって決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金およびキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準および利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.70%
売上高基準	0.24%
利益基準	3.12%
利益剰余金基準	2.33%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同法人および監査法人等が主催する研修への参加や会計専門誌の定期購読、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,458,529	1,428,980
売掛金	356,263	415,840
原材料及び貯蔵品	43	31
前払費用	41,652	56,025
繰延税金資産	47,198	48,245
その他	1,354	1,725
貸倒引当金	1,120	553
流動資産合計	1,903,921	1,950,296
固定資産		
有形固定資産		
建物	231,203	286,455
減価償却累計額	52,694	79,212
建物(純額)	178,509	207,243
車両運搬具	-	2,191
減価償却累計額	-	182
車両運搬具(純額)	-	2,009
工具、器具及び備品	176,840	222,132
減価償却累計額	93,231	138,766
工具、器具及び備品(純額)	83,608	83,366
有形固定資産合計	262,118	292,619
無形固定資産		
のれん	12,215	5,552
ソフトウェア	156,675	153,746
無形固定資産合計	168,890	159,299
投資その他の資産		
投資有価証券	10,320	35,726
関係会社株式	19,492	41,937
長期前払費用	2,905	2,380
差入保証金	282,104	319,993
繰延税金資産	-	16,830
その他	85,760	114,713
投資その他の資産合計	400,583	531,581
固定資産合計	831,592	983,499
資産合計	2,735,514	2,933,795

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,880	30,841
短期借入金	160,000	160,000
1年内返済予定の長期借入金	50,000	50,000
未払金	108,504	121,716
未払費用	179,002	212,654
未払法人税等	197,290	175,625
未払消費税等	77,004	78,735
前受金	223,239	215,662
その他	10,581	12,180
流動負債合計	1,029,504	1,057,416
固定負債		
長期借入金	175,000	125,000
長期末払金	1,432	1,023
資産除去債務	66,212	76,346
繰延税金負債	10,000	-
固定負債合計	252,644	202,369
負債合計	1,282,148	1,259,785
純資産の部		
株主資本		
資本金	338,380	338,380
資本剰余金		
資本準備金	338,380	338,380
資本剰余金合計	338,380	338,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	771,746	1,183,762
利益剰余金合計	771,746	1,183,762
自己株式	478	196,126
株主資本合計	1,448,028	1,664,395
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	656	933
評価・換算差額等合計	656	933
新株予約権	4,680	8,680
純資産合計	1,453,365	1,674,009
負債純資産合計	2,735,514	2,933,795

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	3,317,143	4,123,362
売上原価	365,805	434,024
売上総利益	2,951,338	3,689,338
販売費及び一般管理費	¹ 2,307,968	¹ 2,846,150
営業利益	643,369	843,188
営業外収益		
受取利息	226	456
受取配当金	-	141
その他	1,077	222
営業外収益合計	1,304	819
営業外費用		
支払利息	3,621	3,203
株式公開費用	10,761	4,000
その他	43	18
営業外費用合計	14,426	7,221
経常利益	630,247	836,786
特別利益		
固定資産売却益	² 55,136	² 2,200
特別利益合計	55,136	2,200
特別損失		
固定資産除却損	³ 1,704	³ -
減損損失	⁴ 16,856	⁴ 10,328
リース解約損	63	-
特別損失合計	18,624	10,328
税引前当期純利益	666,759	828,658
法人税、住民税及び事業税	269,303	288,991
法人税等調整額	7,252	27,960
法人税等合計	262,050	261,030
当期純利益	404,708	567,627

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
イベント費		263,095	71.9	312,716	72.1
媒体費		76,700	21.0	110,051	25.3
その他		26,009	7.1	11,255	2.6
売上原価合計		365,805	100.0	434,024	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	338,380	338,380	338,380	470,782	470,782	249	1,147,292
当期変動額							
剰余金の配当				103,744	103,744		103,744
当期純利益				404,708	404,708		404,708
自己株式の取得						228	228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	300,964	300,964	228	300,736
当期末残高	338,380	338,380	338,380	771,746	771,746	478	1,448,028

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	-	4,680	1,151,972
当期変動額				
剰余金の配当				103,744
当期純利益				404,708
自己株式の取得				228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	656	656	-	656
当期変動額合計	656	656	-	301,392
当期末残高	656	656	4,680	1,453,365

当事業年度（自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	338,380	338,380	338,380	771,746	771,746	478	1,448,028
当期変動額							
剰余金の配当				155,612	155,612		155,612
当期純利益				567,627	567,627		567,627
自己株式の取得						195,648	195,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	412,015	412,015	195,648	216,367
当期末残高	338,380	338,380	338,380	1,183,762	1,183,762	196,126	1,664,395

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	656	656	4,680	1,453,365
当期変動額				
剰余金の配当				155,612
当期純利益				567,627
自己株式の取得				195,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	277	277	4,000	4,277
当期変動額合計	277	277	4,000	220,644
当期末残高	933	933	8,680	1,674,009

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	666,759	828,658
減価償却費	104,024	122,928
減損損失	16,856	10,328
のれん償却額	6,662	6,662
長期前払費用償却額	1,360	1,774
貸倒引当金の増減額 (は減少)	648	566
受取利息	226	456
受取配当金	-	141
支払利息	3,621	3,203
固定資産売却損益 (は益)	55,136	2,200
固定資産除却損	1,704	-
リース解約損	63	-
売上債権の増減額 (は増加)	77,697	59,576
たな卸資産の増減額 (は増加)	14	12
仕入債務の増減額 (は減少)	5,646	6,960
前受金の増減額 (は減少)	19,737	7,577
未払金及び未払費用の増減額 (は減少)	80,635	46,664
その他	41,032	13,811
小計	814,409	942,863
利息の受取額	226	456
配当金の受取額	-	141
利息の支払額	3,600	3,115
法人税等の支払額	159,403	310,492
営業活動によるキャッシュ・フロー	651,632	629,852
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	100,000	-
定期預金の払戻による収入	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	100,174	96,118
無形固定資産の取得による支出	108,507	54,575
子会社株式の取得による支出	19,492	22,444
投資有価証券の取得による支出	9,300	25,046
無形固定資産の売却による収入	59,000	2,400
資産除去債務の履行による支出	3,700	-
敷金及び保証金の差入による支出	62,484	44,341
敷金及び保証金の回収による収入	86	6,452
その他	24,962	28,952
投資活動によるキャッシュ・フロー	369,536	162,626
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	45,000	50,000
自己株式の取得による支出	228	195,648
新株予約権の発行による収入	-	4,000
配当金の支払額	103,520	154,716
リース債務の返済による支出	733	-
その他	-	409
財務活動によるキャッシュ・フロー	99,482	396,774
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	182,613	70,451
現金及び現金同等物の期首残高	1,175,915	1,358,529
現金及び現金同等物の期末残高	1,358,529	1,428,980

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備除く)については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物..... 6～13年

車両運搬具..... 2年

工具、器具及び備品... 3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しております。のれんについては、効果の発現する見積期間(2年～10年)にわたり定額法で償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は3年であります。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
当座貸越限度額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	160,000	160,000
差引額	240,000	240,000

2 偶発債務

当社は、株式会社リアルアンリアルとの間で平成25年6月7日付業務委託契約を締結し、自社利用目的ソフトウェアに係る調査および当社ソフトウェア開発に係るアドバイス等をお願いしておりましたが、この委託業務が果たされていなかったため当該委託契約を解約いたしました。この解約について損害賠償訴訟を提起されたもので、現在係争中であります。

当社は、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存ですが、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点では不明であります。

訴訟を提起した者
株式会社リアルアンリアル
損害賠償請求額
64百万円および付帯する年6%の割合による利息

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80%、当事業年度78%であります。
主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
役員報酬	96,300千円	139,530千円
給与手当	708,713	849,956
法定福利費	117,513	138,409
広告宣伝費	241,971	324,039
地代家賃	310,537	362,657
業務委託費	106,475	117,697
減価償却費	104,024	122,928
のれん償却額	6,662	6,662
貸倒引当金繰入額	573	182

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
ソフトウェア	55,136千円	2,200千円
計	55,136	2,200

3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
リース資産	1,704千円	- 千円
合計	1,704	-

4 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

場所	用途	種類
本社 新宿店	WEBサイト他 店舗	ソフトウェア 建物

当社は、原則として事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

当初の予定よりも早期に処分することを決定した資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(16,856千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア14,603千円、建物2,253千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値をゼロとして算定しております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

場所	用途	種類
本社 銀座店	WEBサイト他 店舗	ソフトウェア 建物

当社は、原則として事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

当初の予定よりも早期に処分することを決定した資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(10,328千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア7,551千円、建物2,777千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値をゼロとして算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	2,075,000	4,150,000	-	6,225,000
合計	2,075,000	4,150,000	-	6,225,000
自己株式				
普通株式 (注) 2	111	403	-	514
合計	111	403	-	514

(注) 1. 普通株式の株式数の増加は、平成26年4月1日付普通株式1株につき3株の割合による株式分割の増加分4,150,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、平成26年4月1日付普通株式1株につき3株の割合による株式分割の増加分310株、単元未満株式の買取りによる増加分93株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	180,000	360,000	-	540,000	4,680
	合計	-	180,000	360,000	-	540,000	4,680

(注) 第1回新株予約権の増加は、平成26年4月1日付普通株式1株につき3株の割合による株式分割に伴う増加分360,000株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	103,750	50.00	平成25年12月31日	平成26年3月27日

(注) 平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の数字で記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	155,612	利益剰余金	25.00	平成26年12月31日	平成27年3月26日

(注) 平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しておりますが、平成26年12月31日を基準日とする平成26年12月期期末配当金は当該株式分割前の株式に対して実施いたします。

当事業年度（自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	6,225,000	6,225,000	-	12,450,000
合計	6,225,000	6,225,000	-	12,450,000
自己株式				
普通株式（注）2	514	149,614	-	150,128
合計	514	149,614	-	150,128

（注）1. 普通株式の株式数の増加は、平成27年 1月 1日付普通株式 1株につき 2株の割合による株式分割の増加分 6,225,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、平成27年 1月 1日付普通株式 1株につき 2株の割合による株式分割の増加分514株、平成27年10月14日付の取締役会決議による自己株式取得による増加分149,100株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第 1 回新株予約権	普通株式	540,000	540,000	-	1,080,000	4,680
	第 2 回新株予約権	普通株式	-	500,000	-	500,000	4,000
合計		-	540,000	1,040,000	-	1,580,000	8,680

（注）1. 第 1 回新株予約権の増加は、平成27年 1月 1日付普通株式 1株につき 2株の割合による株式分割に伴う増加分540,000株であります。

2. 第 2 回新株予約権の増加は、平成27年 1月15日付の取締役会決議による有償発行分500,000株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年 3月25日 定時株主総会	普通株式	155,612	25.00	平成26年12月31日	平成27年 3月26日

（注）平成27年 1月 1日付で普通株式 1株につき 2株の株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の数字で記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年 3月28日 定時株主総会	普通株式	209,097	利益剰余金	17.00	平成27年12月31日	平成28年 3月29日

（注）平成28年 1月 1日付で普通株式 1株につき 3株の株式分割を実施しておりますが、平成27年12月31日を基準日とする平成27年12月期期末配当金は当該株式分割前の株式に対して実施いたします。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	1,458,529千円	1,428,980千円
預入期間が3か月を超える定期預金	100,000	-
現金及び現金同等物	1,358,529	1,428,980

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金や定期預金等で運用し、また、短期的な運用資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に個人の顧客に対するものであり、信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に上場企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。差入保証金は、主に本社および店舗の賃貸に伴う敷金および保証金であり、預託先の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金および未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金(1年内返済予定の長期借入金は除く)は、主に営業取引に係る資金の調達、長期借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金については、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

イ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ウ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況の変化を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては流動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち93%が特定の取引先(クレジットカード決済や銀行口座振替等の回収代行会社)に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,458,529	1,458,529	-
(2) 売掛金	356,263		
貸倒引当金(*1)	1,120		
	355,143	355,143	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10,320	10,320	-
(4) 差入保証金	282,104	282,104	-
資産計	2,106,096	2,106,096	-
(1) 買掛金	23,880	23,880	-
(2) 短期借入金	160,000	160,000	-
(3) 未払金	108,504	108,504	-
(4) 未払費用	179,002	179,002	-
(5) 未払法人税等	197,290	197,290	-
(6) 未払消費税等	77,004	77,004	-
(7) 長期借入金(*2)	225,000	225,236	236
負債計	970,682	970,918	236

(*1) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

当事業年度（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,428,980	1,428,980	-
(2) 売掛金	415,840		
貸倒引当金(*1)	553		
	415,286	415,286	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10,680	10,680	-
(4) 差入保証金	319,993	319,993	-
資産計	2,174,941	2,174,941	-
(1) 買掛金	30,841	30,841	-
(2) 短期借入金	160,000	160,000	-
(3) 未払金	121,716	121,716	-
(4) 未払費用	212,654	212,654	-
(5) 未払法人税等	175,625	175,625	-
(6) 未払消費税等	78,735	78,735	-
(7) 長期借入金(*2)	175,000	175,173	173
負債計	954,573	957,746	173

(*1) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 差入保証金

差入保証金は、店舗および事務所等の賃貸保証金であり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
関係会社株式	19,492	41,937
投資有価証券 その他有価証券	-	25,046

(注) 関係会社株式、投資有価証券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年12月31日)

	1年以内 (千円)
預金	1,458,523
売掛金	356,263
合計	1,814,786

(注) 差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

当事業年度(平成27年12月31日)

	1年以内 (千円)
預金	1,428,974
売掛金	415,840
合計	1,844,814

(注) 差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

4 長期借入金決算日後の返済予定額

前事業年度(平成26年12月31日)

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	50,000	50,000	70,000	5,000

当事業年度(平成27年12月31日)

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	50,000	70,000	5,000	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式41,937千円)および関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

前事業年度(平成26年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,320	9,300	1,020
	小計	10,320	9,300	1,020
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		10,320	9,300	1,020

当事業年度(平成27年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,680	9,300	1,380
	小計	10,680	9,300	1,380
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資有価証券 その他有価証券	25,046	25,046	-
	小計	25,046	25,046	-
合計		35,726	34,346	1,380

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、複数事業主制度に係る総合設立型厚生年金基金制度である関東ITソフトウェア厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の金額が合理的に計算できないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)

年金資産の額	252,293,875千円
年金財政計算上の給付債務の額	227,330,857千円
差引額	24,963,018千円

(2) 制度全体に占める当社加入人員割合(平成26年3月31日現在)

0.26%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、当年度剰余金(5,630,204千円)、別途積立金(19,332,813千円)であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付費用に関する事項

厚生年金基金への拠出金	3,121千円
退職給付費用	21,682千円

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、複数事業主制度に係る総合設立型厚生年金基金制度である関東ITソフトウェア厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の金額が合理的に計算できないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在)

年金資産の額	299,860,983千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額(注)	268,707,059千円
差引額	31,153,924千円

(注) 前事業年度においては、「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 制度全体に占める当社加入人員割合(平成27年3月31日現在)

0.30%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、当年度剰余金(6,190,906千円)、別途積立金(24,963,018千円)であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付費用に関する事項

厚生年金基金への拠出金	3,127千円
退職給付費用	27,674千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権(注)1	第2回新株予約権(注)1
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名	従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 3,240,000株	普通株式 1,500,000株
付与日(注)3	平成25年11月29日	平成27年1月30日
権利確定条件	<p>平成26年12月期および平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a)平成26年12月期の当期純利益が310百万円を超過していること</p> <p>(b)平成27年12月期の当期純利益が390百万円を超過していること</p> <p>新株予約権者は、割当日(平成25年11月29日)から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	<p>平成27年12月期および平成28年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a)平成27年12月期の当期純利益が450百万円を超過していること</p> <p>(b)平成28年12月期の当期純利益が500百万円を超過していること</p> <p>新株予約権者は、割当日(平成27年1月30日)から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	平成25年11月29日 平成30年11月28日	平成27年1月30日 平成32年1月29日

(注)1. 公正価値による有償付与です。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成26年4月1日付にて普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付にて普通株式1株につき2株、平成28年1月1日付にて普通株式1株につき3株の株式分割を実施しているため、当該株式分割による調整後の株式数で記載しております。

3. 付与日は割当日を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	3,240,000	-
付与	-	1,500,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	3,240,000	1,500,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 当社は、平成26年4月1日付にて普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付にて普通株式1株につき2株、平成28年1月1日付にて普通株式1株につき3株の株式分割を実施しているため、当該株式分割による調整後の株式数で記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	112	249
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	30.22	93.67

(注) 当社は平成26年4月1日付にて普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付にて普通株式1株につき2株、平成28年1月1日付にて普通株式1株につき3株の株式分割を実施しているため、権利行使価格および付与日における公正な評価単価については当該株式分割後で記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
	(千円)	(千円)
(繰延税金資産)		
繰延税金資産(流動)		
未払費用	30,008	32,702
未払事業税	15,223	13,814
未払事業所税	1,523	1,597
貸倒引当金	157	131
その他	285	-
計	47,198	48,245
繰延税金資産(固定)		
減損損失	10,049	8,934
減価償却超過額	4,304	3,317
資産除去債務	26,610	29,030
その他	708	642
評価性引当額	28,203	642
計	13,468	41,281
繰延税金資産合計	60,667	89,527
(繰延税金負債)		
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	23,106	24,004
その他有価証券評価差額金	363	446
繰延税金負債合計	23,469	24,450
差引：繰延税金資産の純額	37,198	65,076

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
永久に益金に算入されない項目	-	0
住民税均等割	0.5	0.4
評価性引当金の増減	2.5	3.3
のれん償却	0.4	0.3
その他	2.3	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.3	31.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

当社には非連結子会社が存在しますが、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ．当該資産除去債務の概要

本社および店舗の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.66～1.83%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
期首残高	33,994千円	66,212千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,358	9,394
時の経過による調整額	817	740
資産除去債務の履行による減少額	3,700	-
見積りの変更による増減額(は減少)	25,741	-
期末残高	66,212	76,346

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の事業は、「メディア部門」および「サービス部門」で構成されております。各事業は、サービスについて、国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社は、サービス別セグメントから構成されており、「メディア部門」、「サービス部門」の2つを報告セグメントとしております。

メディア部門

メディア部門は、コーポレート事業、コミュニティ事業およびイベント事業より構成され、各事業の内容は次のとおりであります。

- ・コーポレート事業は、結婚相手紹介サービス事業者およびその所属会員に対して、会員管理やお見合いセティング等のためのASP型結婚相談所ネットワーク「IBJシステム」の提供や、日本結婚相談所連盟の本部事務局機能の提供を行っております。また、「婚活会員基盤(データベース)」を活用した広告商材「婚活アドネットワーク」の確立に加え、ライフデザインサポート領域に特化したメディア広告枠の運用と販売を行っております。
- ・コミュニティ事業は、婚活サイト「ブライダルネット」を運営しております。また、「ブライダルネット」会員を対象としたセミナーを運営しております。
- ・イベント事業は、婚活パーティーのイベント企画やその参加者募集WEBサイトの運営と開催に加え、婚活やライフデザインに役立つ自分磨きセミナーやアカデミー等、各種イベント企画および開催に加え、婚活コンパに関するイベント企画および会員同士のマッチングシステム運営と、その開催会場となるレストランの選定や予約等のセティングを通じて、会員に対する婚活機会提供とレストランに対する顧客送客を行っております。

サービス部門

サービス部門は、ラウンジ事業のみで構成され、事業の内容は次のとおりであります。

- ・ラウンジ事業は、主要都市およびターミナル立地に特化した「婚活ラウンジIBJメンバーズ」の運営と、その会員に対する結婚相談カウンセリングやお見合いセティング・交際管理等、対面型の結婚相手紹介サービスの提供を行っております。また、職域別の福利厚生を目的とする婚活サイトや、事業会社における顧客向け限定サービス提供を目的とする婚活サイトの開発および運営受託等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。
たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。
報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。
セグメント間の内部収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1, 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	メディア部門	サービス部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,198,777	1,118,366	3,317,143	-	3,317,143
セグメント間の内部売上高又は振替高	78,859	3,981	82,840	82,840	-
計	2,277,636	1,122,347	3,399,984	82,840	3,317,143
セグメント利益	849,562	477,788	1,327,351	683,981	643,369
セグメント資産	622,656	383,173	1,005,830	1,729,684	2,735,514
その他の項目					
減価償却費	54,461	16,085	70,546	33,478	104,024
のれん償却費	6,662	-	6,662	-	6,662
長期前払費用償却	1,360	-	1,360	-	1,360
減損損失	14,603	2,253	16,856	-	16,856
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	135,986	76,571	212,557	26,232	238,790

- (注) 1. セグメント利益の調整額 683,981千円には、セグメント間取引消去 82,840千円、各報告セグメントに配分してない全社費用 601,141千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント資産の調整額1,729,684千円には、全社資産1,729,684千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金（現金及び預金）および管理部門に係る資産であります。
3. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1, 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	メディア部門	サービス部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,826,882	1,296,480	4,123,362	-	4,123,362
セグメント間の内部売上高又は振替高	93,677	2,121	95,799	95,799	-
計	2,920,559	1,298,601	4,219,161	95,799	4,123,362
セグメント利益	1,199,069	497,194	1,696,263	853,075	843,188
セグメント資産	645,862	374,566	1,020,429	1,913,366	2,933,795
その他の項目					
減価償却費	68,026	19,128	87,155	35,773	122,928
のれん償却費	6,662	-	6,662	-	6,662
長期前払費用償却	1,741	33	1,774	-	1,774
減損損失	7,551	2,777	10,328	-	10,328
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	95,981	34,490	130,471	30,867	161,339

(注) 1. セグメント利益の調整額 853,075千円には、セグメント間取引消去 95,799千円、各報告セグメントに配分してない全社費用 757,276千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額1,913,366千円には、全社資産1,913,366千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金（現金及び預金）および管理部門に係る資産であります。

3. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：千円)

	メディア部門	サービス部門	計	調整額	合計
減損損失	14,603	2,253	16,856	-	16,856

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	メディア部門	サービス部門	計	調整額	合計
減損損失	7,551	2,777	10,328	-	10,328

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	メディア部門	サービス部門	計	調整額	合計
当期償却額	6,662	-	6,662	-	6,662
当期末残高	12,215	-	12,215	-	12,215

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	メディア部門	サービス部門	計	調整額	合計
当期償却額	6,662	-	6,662	-	6,662
当期末残高	5,552	-	5,552	-	5,552

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	
1 株当たり純資産額	38円79銭	1 株当たり純資産額	45円13銭
1 株当たり当期純利益金額	10円84銭	1 株当たり当期純利益金額	15円24銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	10円33銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	14円06銭

(注) 1. 当社は、平成26年 4月 1日付で株式 1株につき 3株、平成27年 1月 1日付で株式 1株につき 2株、平成28年 1月 1日付で株式 1株につき 3株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,453,365	1,674,009
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	4,680	8,680
(うち新株予約権(千円))	(4,680)	(8,680)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,448,685	1,665,329
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	37,346,916	36,899,616

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	404,708	567,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	404,708	567,627
普通株式の期中平均株式数(株)	37,347,120	37,252,554
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,829,922	3,114,039
(うち新株予約権(株))	(1,829,922)	(3,114,039)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要		-

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成27年12月3日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割および定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

株式分割

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成27年12月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

(2) 株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	12,450,000株
分割により増加する株式数	24,900,000株
株式分割後の発行済株式総数	37,350,000株
株式分割後の発行可能株式総数	139,320,000株

3. 株式分割の日程

基準日公告日	平成27年12月15日
基準日	平成27年12月31日
効力発生日	平成28年1月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合、1株当たり情報は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (1株当たり情報)」に記載されているとおりであります。

5. その他

(1) 今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
第1回新株予約権	1,080,000株	336円	3,240,000株	112円
第2回新株予約権	500,000株	747円	1,500,000株	249円

(3) 本件株式分割は、平成28年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成27年12月31日とする平成27年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

(自己株式の取得)

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得を取得しております。

- (1) 取得の理由 機動的な資本政策の実行のため。
- (2) 取得する株式の種類 普通株式
- (3) 取得する株式の総数 505,300株 (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.4%)
- (4) 株式の取得価額の総額 186,961,000円
- (5) 取得期間 平成28年2月15日 ~ 平成28年2月15日
- (6) 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3)
- (7) その他 取得後の自己株式数は、955,684株 (発行済株式総数に対する割合 2.6%) となります。

(資金の借入)

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、総額600,000千円の資金の借入について決議し、借入を実行いたしました。

資金用途：	システム開発などの事業投資資金
借入先の名称：	株式会社みずほ銀行
借入金額：	600,000千円
利率：	基準金利 + スプレッド
借入実行日：	平成28年2月16日
返済期日：	平成35年12月29日
担保提供又は保証内容：	無担保、無保証

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	231,203	58,029	2,777 (2,777)	286,455	79,212	26,518	207,243
車両運搬具	-	2,191	-	2,191	182	182	2,009
工具、器具及び備品	176,840	45,292	-	222,132	138,766	45,534	83,366
有形固定資産計	408,044	105,513	2,777 (2,777)	510,779	218,160	72,235	292,619
無形固定資産							
のれん	639,717	-	-	639,717	634,164	6,662	5,552
ソフトウェア	335,493	59,124	7,551 (7,551)	387,066	233,319	49,953	153,746
無形固定資産計	975,210	59,124	7,551 (7,551)	1,026,783	867,484	56,616	159,299
投資その他の資産							
長期前払費用	4,324	1,250	-	5,574	3,193	1,774	2,380
投資その他の資産計	4,324	1,250	-	5,574	3,193	1,774	2,380
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	大阪店	16,293千円
工具、器具及び備品	新宿本社	21,561千円
ソフトウェア	プライダルネット	15,211千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	emma	7,551千円
--------	------	---------

3. 直接控除方式を採用しているため、当期の減損損失については「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	160,000	160,000	0.90	-
1年以内に返済予定の長期借入金	50,000	50,000	0.85	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	175,000	125,000	0.85	平成31年
長期未払金	1,432	1,023	-	-
合計	386,432	336,023	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)
長期借入金	50,000	70,000	5,000
長期未払金	409	409	204

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,120	553	722	398	553

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	6
預金	
普通預金	1,428,444
別段預金	530
小計	1,428,980
合計	1,428,980

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ゼウス	297,136
株式会社ジェーシービー	68,173
三菱UFJニコス株式会社	18,440
株式会社ピ・メーク	3,084
株式会社AXES Payment	3,033
その他	25,973
合計	415,840

(注) 株式会社ゼウス、株式会社ジェーシービー、三菱UFJニコス株式会社、株式会社AXES Paymentに対する残高は、主に回収代行委託金額となっております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
356,263	5,258,529	5,198,952	415,840	92.6	26.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
貯蔵品	
切手、収入印紙他	31
合計	31

固定資産
イ．差入保証金

相手先	金額(千円)
みずほ信託銀行株式会社	107,053
野村不動産株式会社	33,219
野村不動産オフィスファンド投資法人	23,601
東京建物株式会社	20,004
株式会社東京交通会館	16,965
横町商事株式会社	16,255
岩月興業株式会社	15,416
その他	87,480
合計	319,993

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社レッド・クローズ	4,755
American Express International, Inc.	3,347
株式会社きちり	1,722
株式会社コロワイド	1,217
株式会社ダイワエクシード	1,151
その他	18,646
合計	30,841

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
American Express International, Inc.	25,982
株式会社博報堂	18,124
株式会社ファンコミュニケーションズ	6,164
株式会社ティ・アイ・ディ	5,786
その他	65,658
合計	121,716

ハ．未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与等	189,387
その他	23,267
合計	212,654

二．未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	110,759
住民税	23,132
事業税	41,734
合計	175,625

ホ．前受金

区分	金額（千円）
活動サポート費及び会費の未経過分	210,785
その他	4,876
合計	215,662

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	927,380	1,949,261	3,011,963	4,123,362
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	191,338	381,627	596,162	828,658
四半期(当期)純利益金額(千円)	122,691	245,948	378,497	567,627
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.29	6.59	10.13	15.24

(注) 当社は、平成26年4月1日付で株式1株につき3株、平成27年1月1日付で株式1株につき2株、平成28年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのため、累計期間における1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	3.29	3.3	3.55	5.12

(注) 当社は、平成26年4月1日付で株式1株につき3株、平成27年1月1日付で株式1株につき2株、平成28年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのため、会計期間における1株当たり四半期純利益金額につきましては、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しております。

訴訟

当社は、株式会社リアルリアルとの間で平成25年6月7日付業務委託契約を締結し、自社利用目的ソフトウェアに係る調査および当社ソフトウェア開発に係るアドバイス等をお願いしておりましたが、この委託業務が果たされていなかったため当該委託契約を解約いたしました。この解約について損害賠償訴訟を提起されたもので、現在係争中であります。

当社は、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存です。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了以後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (当社の公告掲載ホームページアドレス : http://www.ibjapan.jp/)
株主に対する特典	

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第9期(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

平成27年3月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第9期(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

平成27年3月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第10期第1四半期(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年5月15日関東財務局長に提出。

第10期第2四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

平成27年8月14日関東財務局長に提出。

第10期第3四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

平成27年11月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成27年1月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(当社従業員に対する有償新株予約権の募集)に基づく臨時報告書であります。

平成27年3月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株式買付状況報告書

報告期間(自平成27年10月1日 至平成27年10月31日) 平成27年11月13日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月29日

株式会社 I B J

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関谷 靖夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南山 智昭
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I B J の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I B J の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 I B J の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 I B J が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。